

第2期

大田原市子ども・子育て支援事業計画

【令和2年度～令和6年度】

子育て環境日本一を目指して



令和2年3月
大田原市

はじめに

未来を担う子どもたちは、親にとってかけがえのない存在であるとともに、地域社会全体の大切な宝でもあります。

しかしながら、ライフスタイルや価値観の多様化による、晩婚化や未婚率の上昇、また、経済格差など様々な要因による少子化の進行が、社会の大きな問題となっています。さらには、核家族の増加などにより、子育ての環境も大きく変化してきております。



本市におきましては、平成27年に「第1期大田原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに対する不安や孤独、負担感を解消するため、妊娠から子育て期にわたり、切れ目のないよう支援するための、様々な施策を講じてまいりました。

この度、第1期計画の基本理念やキャッチフレーズの「子育て環境日本一を目指して」を継承し、「第2期大田原市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

子どもたちの健やかな成長を願い、地域における子育て支援や保育環境の整備を図ることにより、子育てと仕事の両立の一助となるよう、また、働き方改革や幼児教育・保育の無償化など、新たな社会環境の変化に対応し、幅広い観点から一層の次世代育成支援の充実を図れるよう、計画に沿って実行してまいります。

大田原市は、地域や世代間、そして人と人との絆を大切にする土壌が色濃く残るまちです。市民のみならず、そして関係機関、関係団体等のみならずにおかれましては、自助・共助・公助それぞれの役割において、助け合い、支え合いのもと「知恵と愛のある協働互敬のまちづくり」を進め、すべての子どもたちが健やかで幸福な生活を送れますよう、理解ご協力をお願いいたします。

結びに、計画策定にあたり、ニーズ調査やパブリックコメントにご協力いただきました市民のみならず、並びに、慎重なご審議により貴重なご意見を賜りました大田原市子ども・子育て会議委員のみならず心から感謝申し上げ、挨拶とさせていただきます。

令和2年3月

大田原市長 津久井 富雄

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 計画の位置づけと期間.....	2
第3節 計画の策定体制.....	3
第2章 大田原市の子ども・家庭の現状.....	4
第1節 少子化の動向.....	4
第2節 婚姻及び出産等の動向.....	7
第3節 人口推計.....	10
第4節 就業の状況.....	12
第5節 子どもの福祉、教育の現況.....	14
第6節 ニーズ調査結果の概要.....	21
第7節 今後の課題.....	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	32
第1節 基本理念.....	32
第2節 計画のキャッチフレーズ.....	34
第3節 基本目標.....	34
第4節 施策の体系.....	36
第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策.....	37
第1節 教育・保育提供区域の設定.....	37
第2節 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策.....	38
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策.....	41
第5章 子ども・子育て支援施策の展開.....	55
基本目標1 地域における子育て支援の充実.....	55
基本目標2 親と子どもの健康確保・健康づくり.....	61
基本目標3 支援が必要な子どもや家庭への支援.....	65
基本目標4 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備.....	69
基本目標5 子どもや子育て家庭を支援する生活環境の整備.....	72

第6章 計画の推進に向けて	78
第1節 推進体制の充実	78
第2節 教育・保育の一体的提供と体制の確保	79
資料編	80
1 計画策定の経過	80
2 大田原市子ども権利条例	81
3 大田原市子ども・子育て会議条例	83
4 委員名簿	84

第1章 計画策定にあたって



第1節 計画策定の背景

わが国の少子化は急速に進行しており、本市の平成31年4月1日現在の総人口は71,133人、そのうち0～11歳の児童数は6,772人で、平成27年の0～11歳の児童数(7,262人)と比べると490人の減少となっています。少子化が進行している理由として、晩婚化の進行や生涯未婚率の上昇、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化を背景に、子育てに対して不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築するため、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、この3法に基づいた「子ども・子育て支援新制度」では「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、(1)質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2)保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3)地域の子ども・子育て支援の充実に取り組むこととなっています。

平成29年には、「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定し、「全世代型の社会保障」の一環として、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始され、子育て世代の費用負担に係る大きな変化となっています。この変化に伴い、少子化対策に限らず、女性の社会進出の促進や、教育・保育事業へのニーズの増大なども予測されることから、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要となります。

本市では、平成27年3月に策定した「第1期大田原市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量ともに充実を図り、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進してきましたが、計画の期間が令和元年度に終了することから、これまで展開してきた施策・事業の評価を行うとともに、本市における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに、令和2年度から令和6年度の5か年を計画期間とする「第2期大田原市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけと期間

1. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして策定したものです。

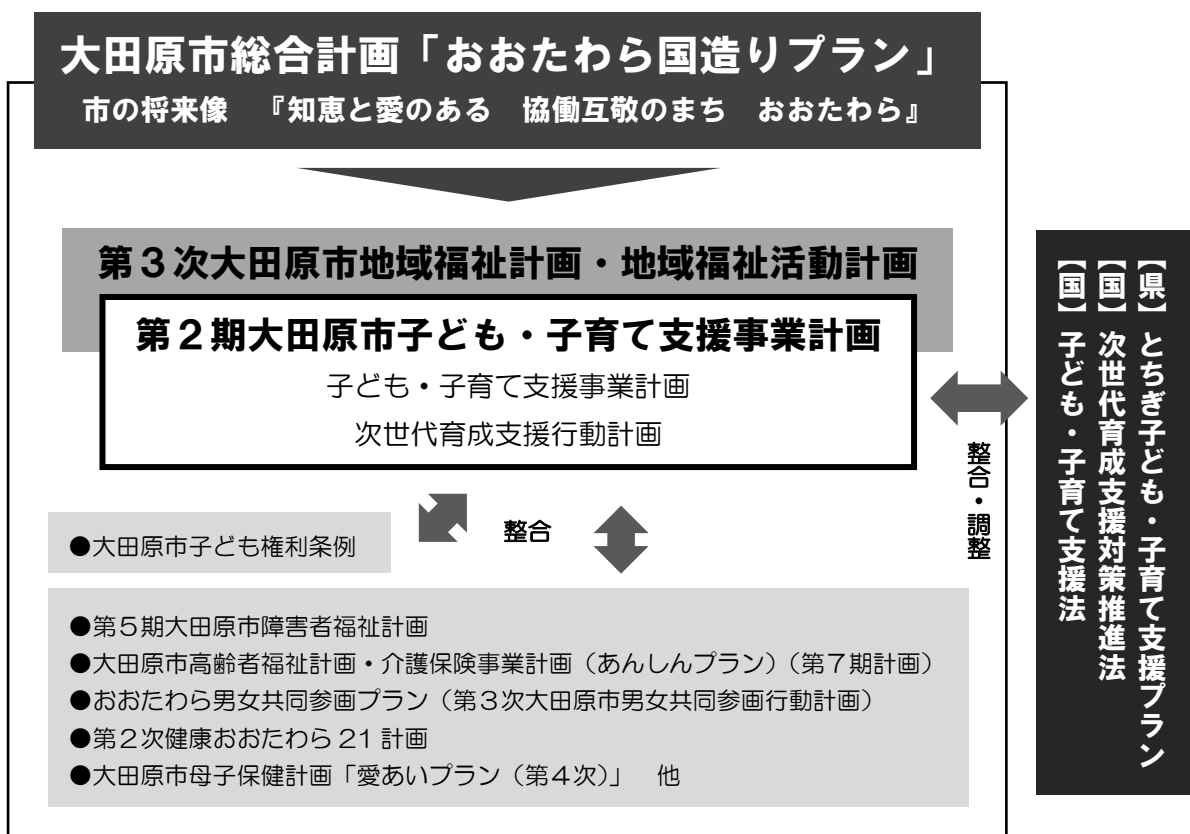
■子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づく、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上などを総合的に推進していく新しい仕組みです。

そのため、子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て家庭の状況や事業等の利用状況・利用希望を把握し、計画的な事業や施設などの実施、整備を図るためのものです。

本計画は、本市の最上位計画である「おおたわら国造りプラン」をはじめ、子ども・子育て施策に関係する本市の各分野の計画・条例と連携・整合を図っていきます。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。



2. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、社会、経済情勢の変化や本市の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、本市においては必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期大田原市 子ども・子育て支援事業計画					第2期大田原市 子ども・子育て支援事業計画				
				見直し	必要により適宜見直し				見直し

第3節 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第77条に規定する大田原市子ども・子育て会議による審議、保護者などへのニーズ調査により、子ども・子育てに関する状況を把握する機会を設けて策定しました。

1. 大田原市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条に基づく機関で、保護者、有識者、子ども・子育て支援事業者など25名以内で構成しています。

2. 子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設・サービスについて、保護者の利用希望を把握するほか、より幅広いニーズを把握するため、就学前児童保護者・小学生児童保護者・妊産婦を対象に調査を実施した結果を計画に反映しました。

3. パブリックコメントによる意見公募

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和2年1月17日から2月7日の期間で公共施設及びホームページにおいて計画案を公表し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 大田原市の子ども・家庭の現状



第1節 少子化の動向

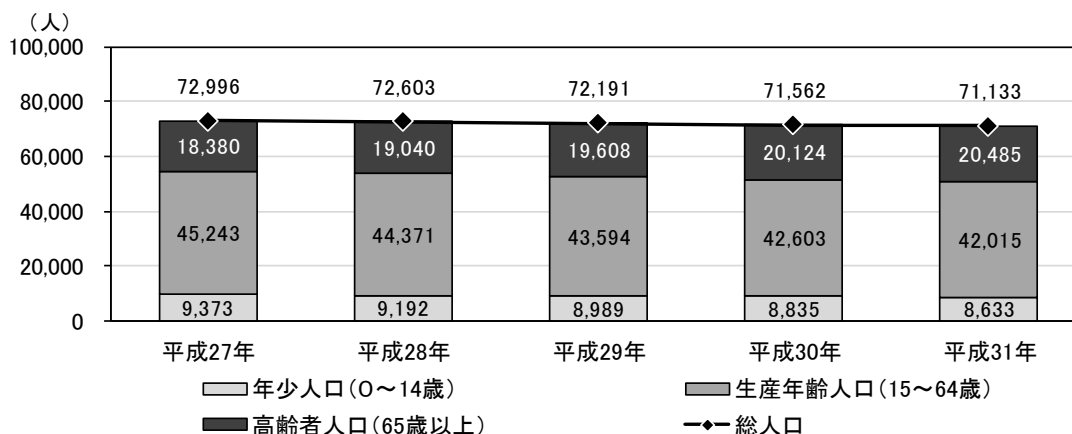
1. 人口の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移し、平成31年で71,133人と、平成27年の72,996人と比べて1,863人の減少となっています。

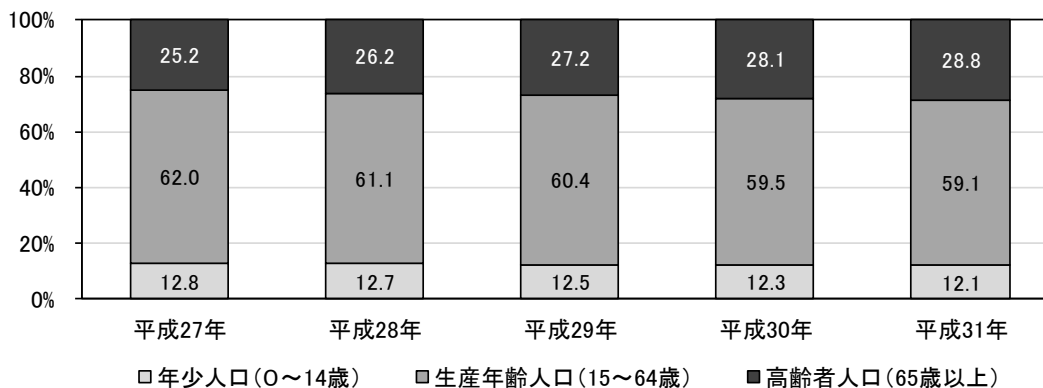
年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向で推移している一方で、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は減少傾向で推移しています。平成31年の年少人口は8,633人と、平成27年の9,373人と比べて740人の減少となっています。

年齢3区分別人口の割合をみると、平成31年で年少人口が12.1%、生産年齢人口が59.1%、高齢者人口が28.8%となっています。

【人口の推移】



【年齢3区分別人口構成比】

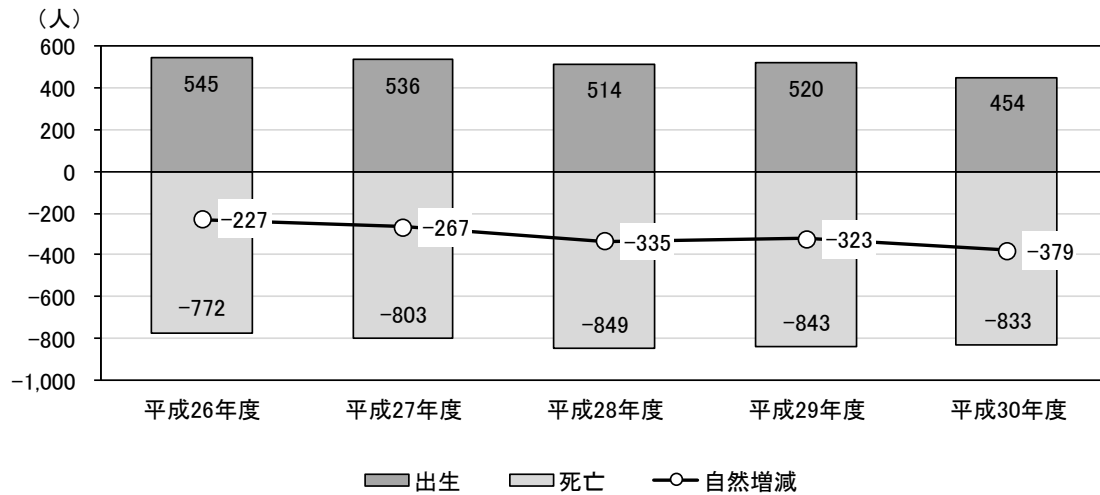


資料：住民基本台帳、外国人登録含む（各年4月1日現在）

2. 自然動態の推移

自然動態（出生・死亡による人口動態）は、マイナスで推移しており、平成30年度は379人のマイナスとなっています。

【出生数及び死亡数の推移】

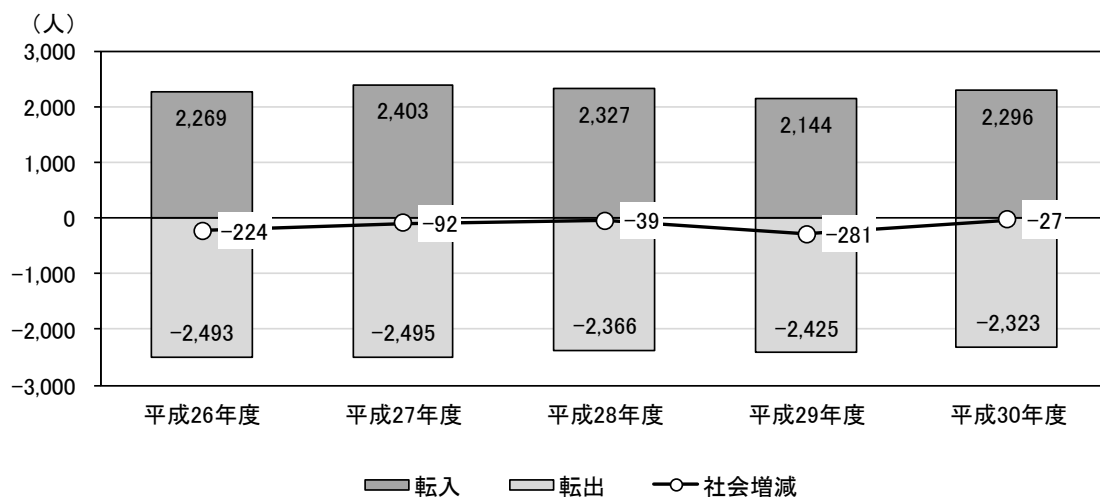


資料：住民基本台帳、外国人登録含む

3. 社会動態の推移

社会動態（転入・転出による人口動態）は、マイナスで推移しており、平成30年度は27人のマイナスとなっています。

【転入者数及び転出者数の推移】



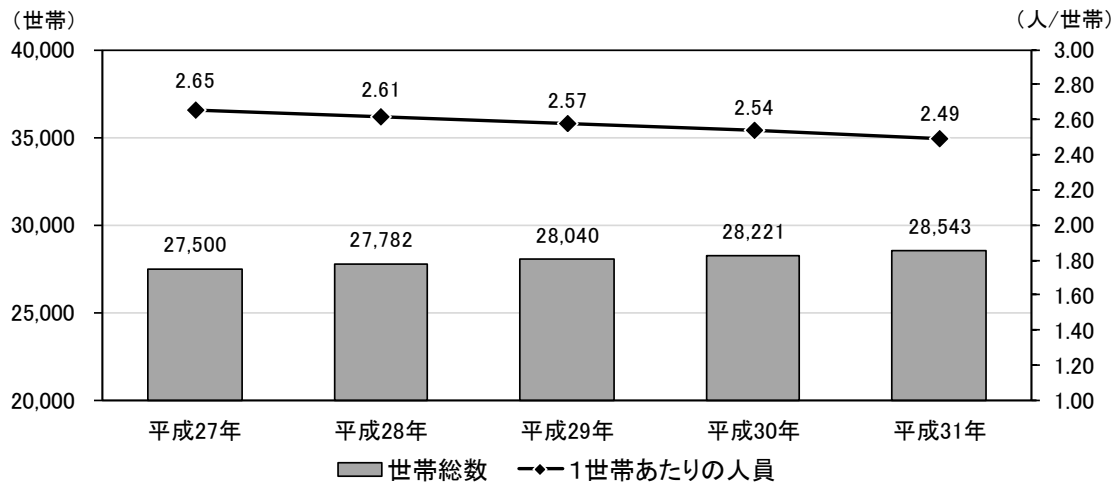
資料：住民基本台帳、外国人登録含む

4. 世帯数の推移

本市の世帯数は、増加傾向で推移し、平成31年で28,543世帯と、平成27年の27,500世帯と比べて1,043世帯の増加となっています。

1世帯あたりの人員は、世帯数の増加に伴い減少で推移し、平成31年は2.49人/世帯となっています。

【世帯数と1世帯あたりの人員の推移】



資料：住民基本台帳、外国人登録含む（各年4月1日現在）

国勢調査による本市の世帯の状況を種類別で見ると、核家族世帯と単独世帯が増加傾向となっています。また、18歳未満親族がいる母子世帯については、平成27年で世帯数は325世帯、親族世帯に占める割合は1.7%となっています。

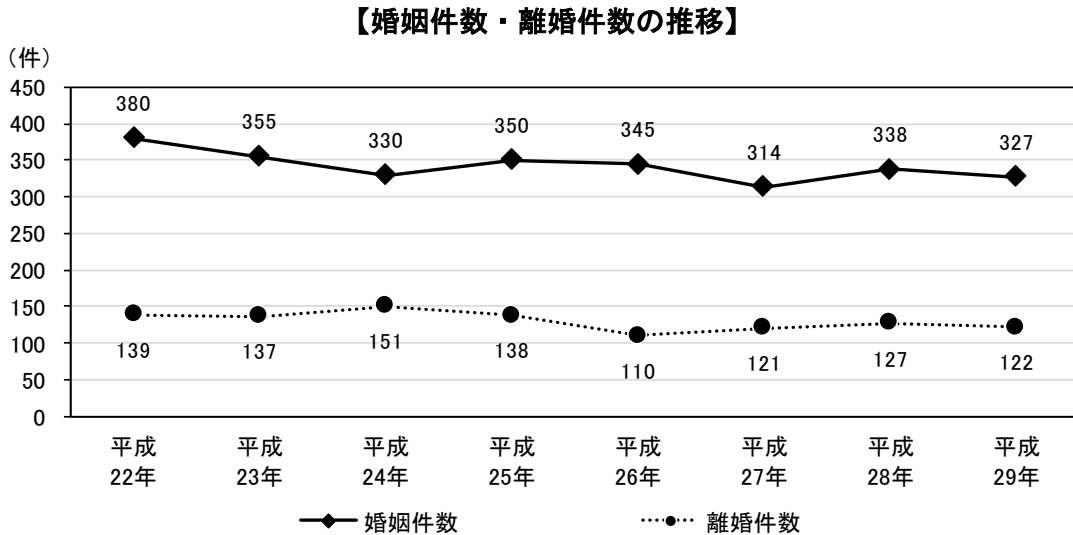
区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	24,954	26,438	28,010	28,685
親族世帯数	18,252	18,693	18,837	18,798
核家族世帯数	11,637	12,502	13,270	13,997
親族世帯数に占める割合	63.8%	66.9%	70.4%	74.5%
その他の親族世帯数	6,615	6,191	5,567	4,801
親族世帯に占める割合	36.2%	33.1%	29.6%	25.5%
非親族世帯数	62	102	291	249
単独世帯数	6,640	7,643	8,769	9,616
(再掲)母子世帯数	301	347	379	355
親族世帯に占める割合	1.6%	1.9%	2.0%	1.9%
18歳未満親族がいる母子世帯	278	326	353	325
親族世帯に占める割合	1.5%	1.7%	1.9%	1.7%
(再掲)父子世帯数	64	47	45	45
親族世帯に占める割合	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%
18歳未満親族がいる父子世帯	56	38	39	32
親族世帯に占める割合	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%

資料：国勢調査（平成22年、27年については、一般世帯数合計に誤差あり）

第2節 婚姻及び出産等の動向

1. 婚姻件数・離婚件数の推移

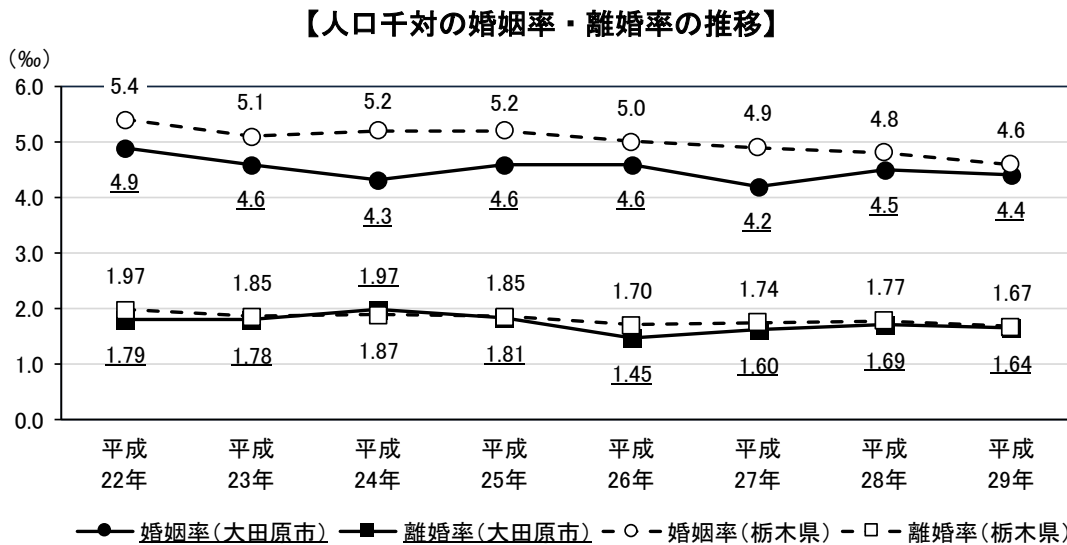
本市の婚姻件数は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、平成29年で327件と平成22年の380件と比べて53件の減少となっています。離婚件数は、おおむね横ばいで推移し、平成29年で122件となっています。



資料：栃木県保健統計年報

2. 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、栃木県を下回る数値で推移し、平成29年は4.4となっています。離婚率は、平成24年を除いて栃木県を下回る数値で推移し、平成29年は1.64となっています。



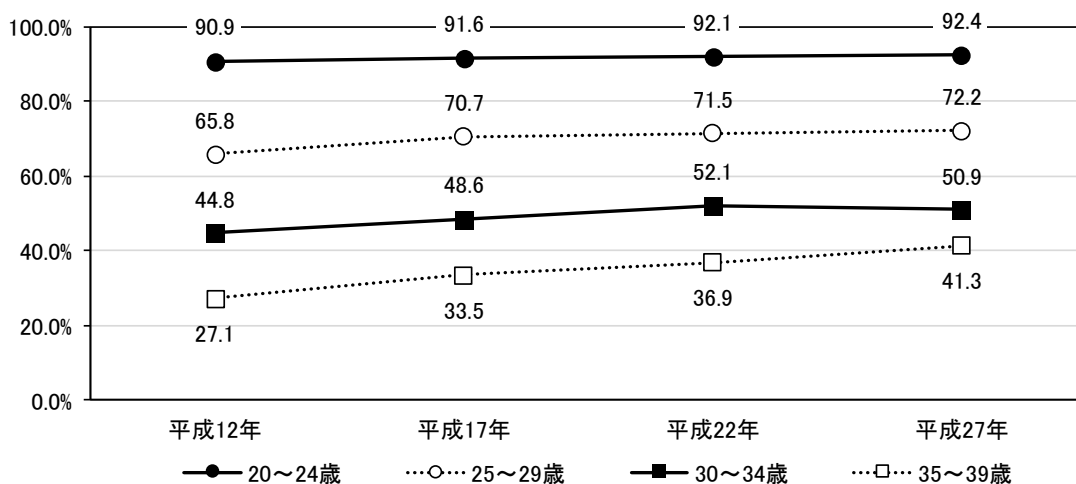
資料：栃木県保健統計年報

3. 未婚率の推移

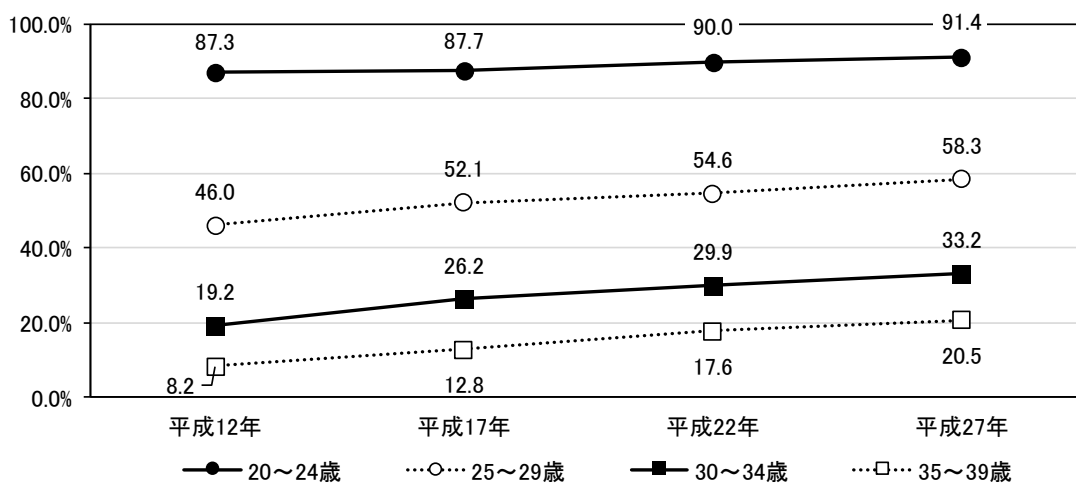
本市の男性の未婚率は、平成12年と比べて、すべての年齢階級で増加しており、20～24歳で1.5ポイント、25～29歳で6.4ポイント、30～34歳で6.1ポイント、35～39歳で14.2ポイントの増加となっています。

本市の女性の未婚率は、平成12年と比べて、男性の未婚率と同様にすべての年齢階級で増加しており、20～24歳で4.1ポイント、25～29歳で12.3ポイント、30～34歳で14.0ポイント、35～39歳で12.3ポイントの増加となっています。

【5歳階級別の未婚率の推移（男性）】



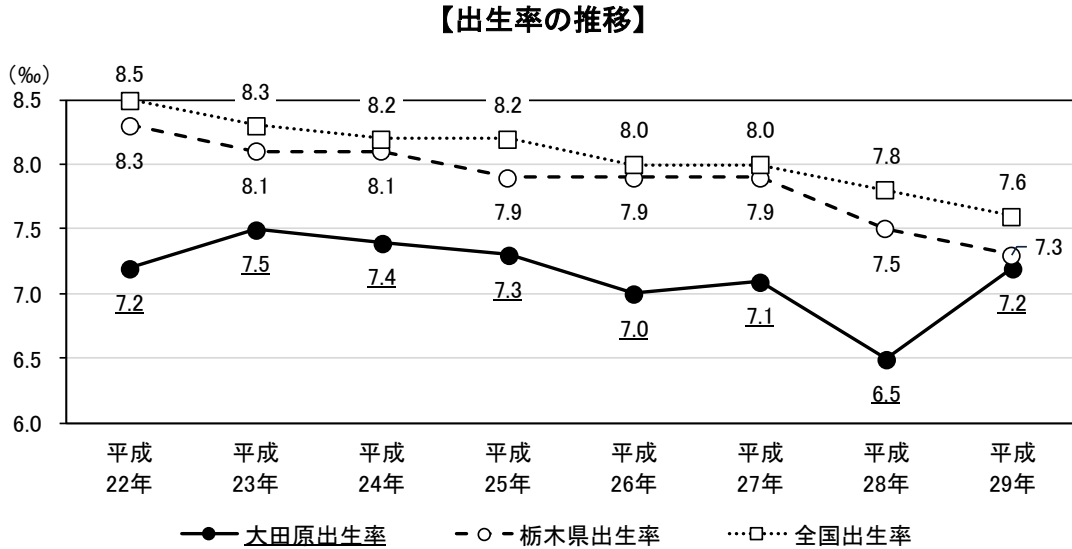
【5歳階級別の未婚率の推移（女性）】



資料：国勢調査

4. 出生率の推移

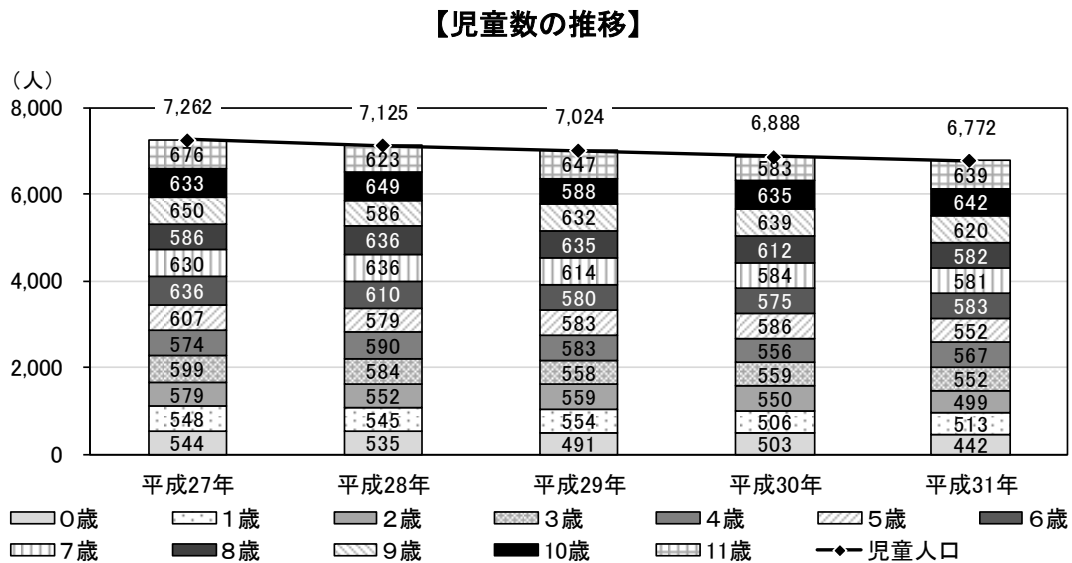
本市の出生率は、全国や栃木県の出生率を下回っています。平成 28 年には出生率が 6.5 まで減少したものの、平成 29 年の出生率は 7.2 となっています。



資料：栃木県保健統計年報

5. 児童数の推移

本市の 11 歳以下の児童数は、平成 31 年で 6,772 人と、平成 27 年の 7,262 人と比べて 490 人の減少となっています。このうち、0～5 歳の就学前児童数は 3,125 人、6～11 歳の小学生児童数は、3,647 人となっています。



資料：住民基本台帳、外国人登録含む（各年 4 月 1 日現在）

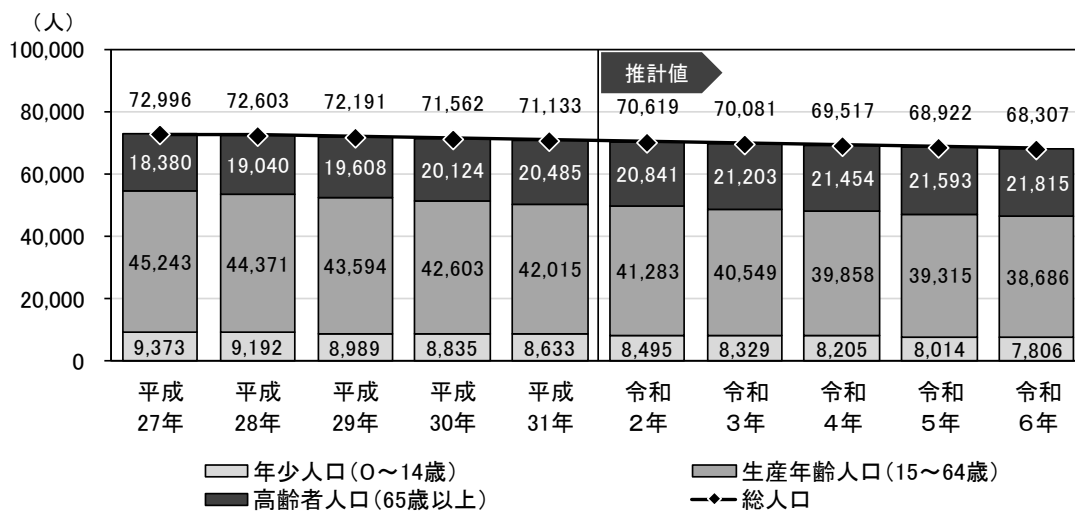
第3節 人口推計

1. 人口推計

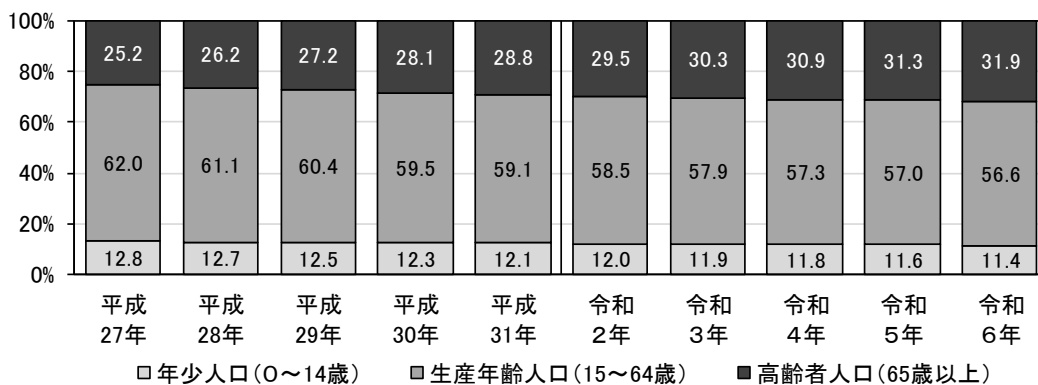
本市の人口推計を見ると、令和6年には、総人口が68,307人で、年少人口（0～14歳）が7,806人で8千人を切ることが予測されます。

年齢3区分別人口の構成比を見ると、年少人口及び生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方、高齢者人口（65歳以上）は増加を続け、令和6年には高齢化率は31.9%と予測されます。

【人口推計の推移】



【年齢3区分別人口構成比】

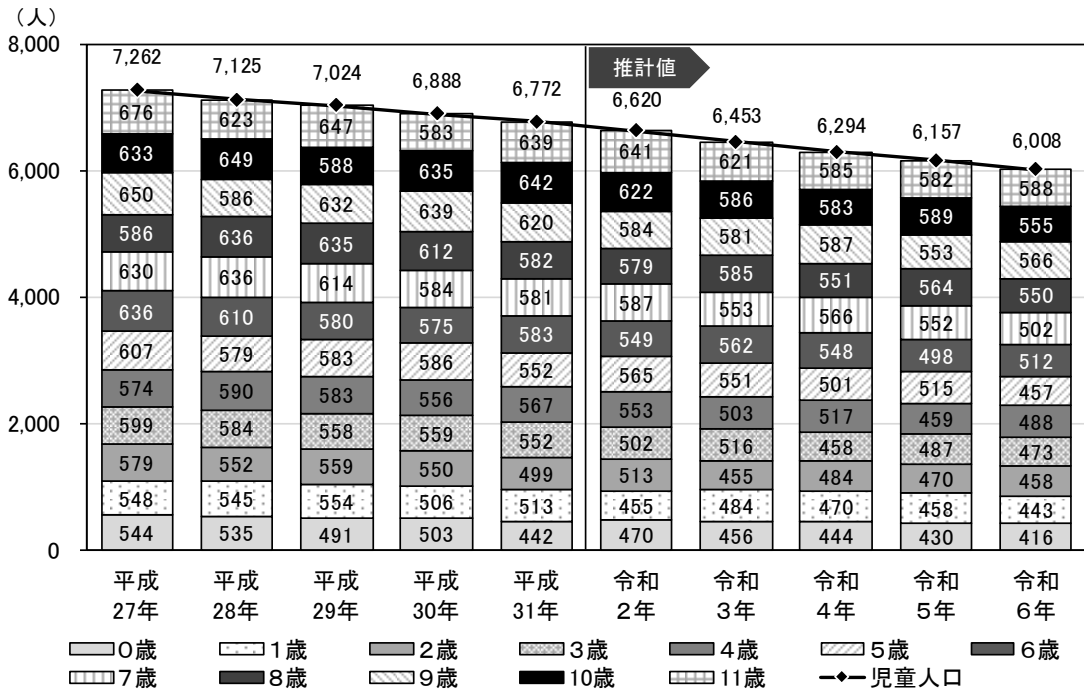


資料：コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日現在）

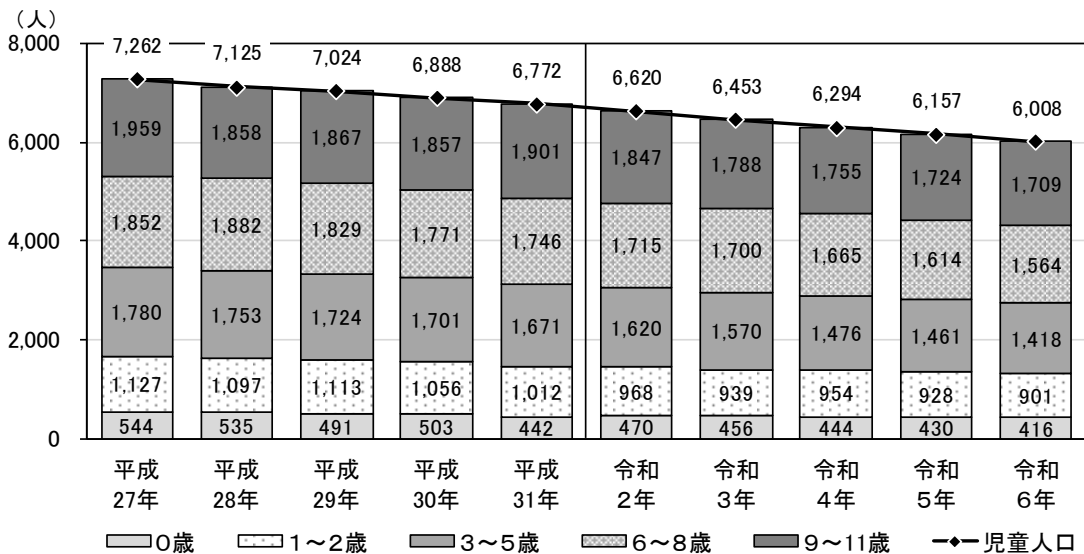
2. 将来の児童数の推計

本市における11歳までの将来の児童数は、令和6年には6,008人となることが予測されます。本計画期間である令和2年から令和6年までの5年間で612人程度の児童が減少すると予測されます。

【将来の児童数の推移】



【計画対象年齢別の推移】



資料：コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日現在）

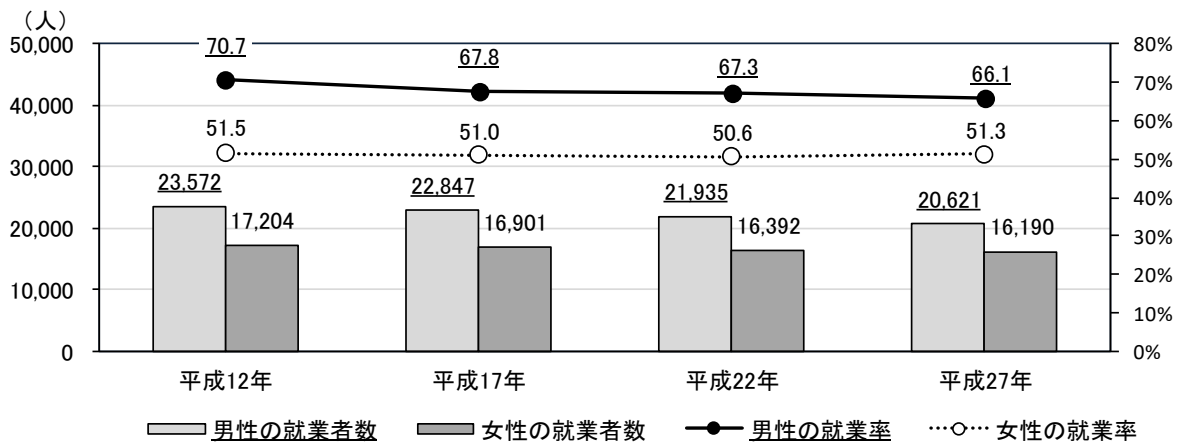
第4節 就業の状況

1. 就業者数・就業率の推移

本市の就業者数の推移は、男女ともに減少傾向にあります。就業率の推移は、平成22年までは男女ともに減少傾向にあるものの、女性の就業率は平成27年に若干増加しています。

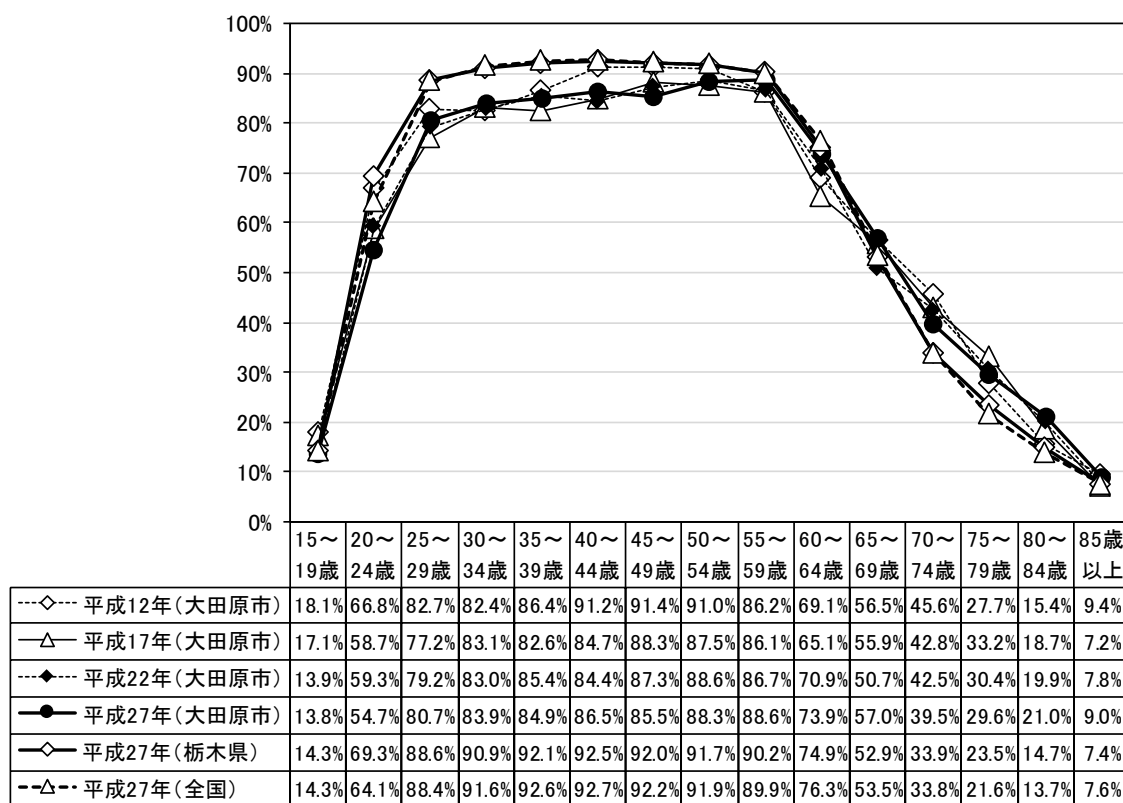
年齢別の就業率をみると、平成27年の男性就業率は25～59歳で8割以上となっています。また、女性就業率については、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」は、平成12年以降、M字カーブの底は上昇し、改善の傾向がみられ、平成27年には30歳代での一時的な減少がなくなり、7割以上を保っています。

【就業者数・就業率の推移】

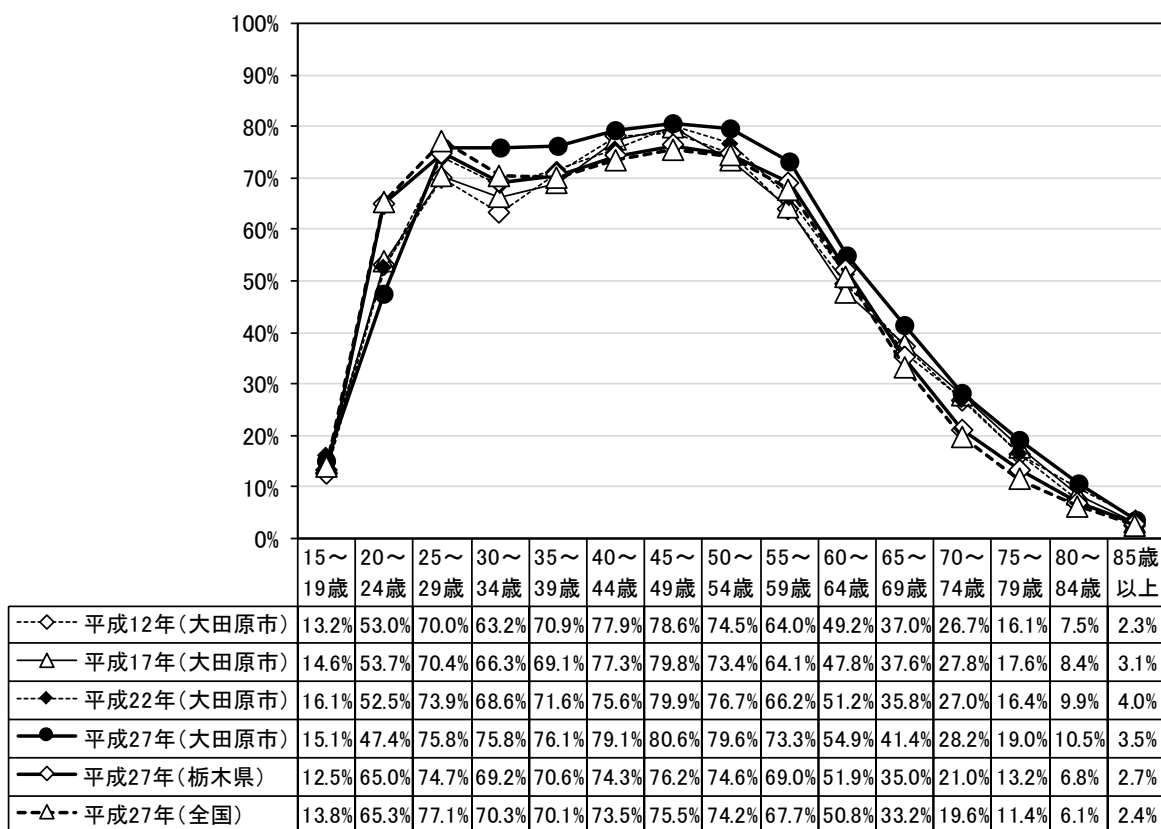


資料：国勢調査

【男性の年齢別就業率の推移】



【女性の年齢別就業率の推移】



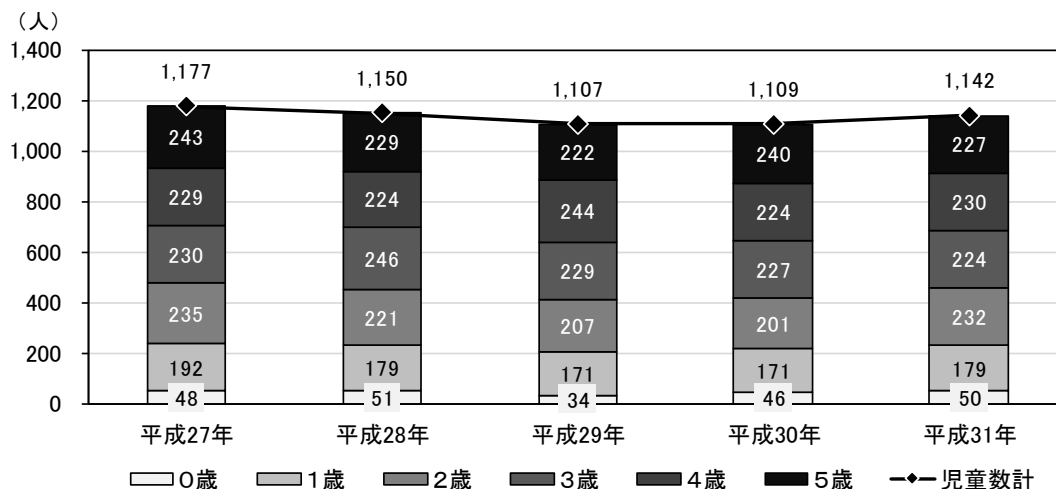
資料：国勢調査

第5節 子どもの福祉、教育の現況

1. 認可保育園入所児童数の推移

本市における認可保育園数は平成31年4月現在、11か所となっています。また、本市の認可保育園入所児童数は、平成31年4月現在で1,108人、市外保育施設の入所児童数を合わせると1,142人となっています。認可保育園入所児童数の推移をみると、平成29年までは減少傾向にありましたが、平成30年以降は増加傾向に転じています。

【認可保育園入所児童数の推移】



■保育園別入所状況（平成31年4月1日現在）

区分	施設名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	入所率
公立	しんとみ保育園	200	8	32	35	47	47	46	215	107.5%
	ゆづかみ保育園	120	5	19	23	23	23	21	114	95.0%
	すさぎ保育園	20	1	2	3	4	3	2	15	75.0%
	小計	340	14	53	61	74	73	69	344	101.2%
私立	保育園チャイルド	90	4	18	19	20	20	21	102	113.3%
	おおたわら保育園	100	5	11	19	20	19	20	94	94.0%
	保育園ベビーエンゼル	50	5	9	10	11	9	8	52	104.0%
	みはら保育園	120	5	20	21	22	23	28	119	99.2%
	かねだ保育園	150	5	20	30	26	27	25	133	88.7%
	ひかり のぎき保育園	110	3	11	23	25	23	24	109	99.1%
	ひかり保育園	50	4	15	22	0	0	0	41	82.0%
	くろばね保育園	120	5	19	19	18	27	26	114	95.0%
小計	790	36	123	163	142	148	152	764	96.7%	
市内合計		1,130	50	176	224	216	221	221	1,108	98.1%
市外	市外保育施設		0	3	8	8	9	6	34	
合計		1,130	50	179	232	224	230	227	1,142	101.1%

資料：保育課

2. 地域型保育事業所入所児童数の推移

本市における地域型保育事業所数は平成31年4月現在、5か所となっています。また、本市の地域型保育事業所入所児童数は、平成31年4月現在で64人、市外地域型保育事業所の入所児童数を合わせると69人となっています。

■地域型保育事業所入所児童数の推移（各年4月1日現在）

年	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成27年	18	30	18	0	0	0	66
平成28年	17	50	27	0	0	0	94
平成29年	15	41	37	1	0	0	94
平成30年	14	42	31	0	1	0	88
平成31年	9	43	16	0	0	1	69
合計	73	206	129	1	1	1	411

資料：保育課

■地域型保育事業所施設別入所状況（平成31年4月1日現在）

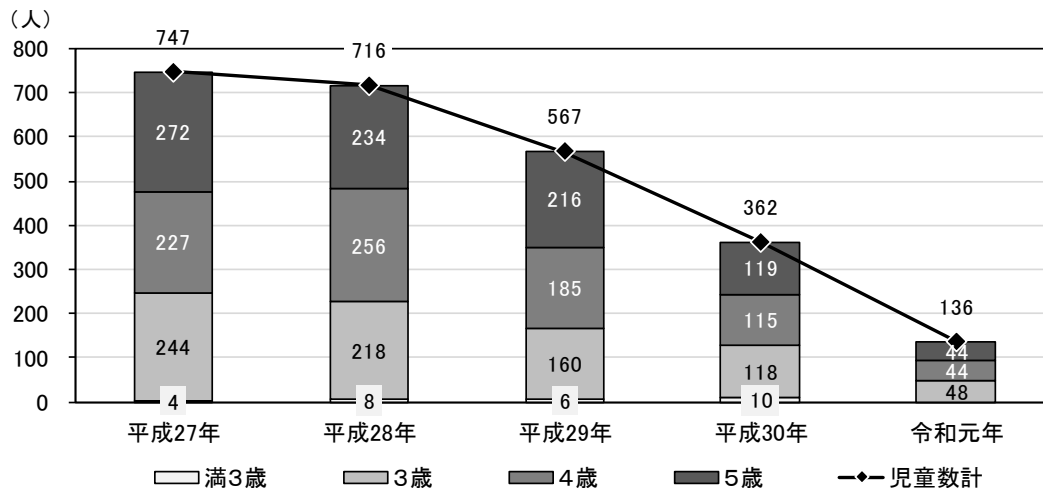
区分	施設名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	入所率
私立	あさか保育園	19	5	10					15	78.9%
	ひかり うずば保育園	19	0	10					10	52.6%
	大田原ベリーズ保育園	19	1	6	4				11	57.9%
	ポップどおり保育園	19	1	7	5				13	68.4%
	保育所みらい	19	2	7	6				15	78.9%
市内合計		95	9	40	15	0	0	0	64	67.4%
市外	市外施設		0	3	1	0	0	1	5	
合計		95	9	43	16	0	0	1	69	72.63%

資料：保育課

3. 幼稚園就園児童数の推移

本市における幼稚園数は令和元年5月現在、2か所となっています。また、本市の幼稚園就園児童数は、令和元年5月現在で136人、市外幼稚園の就園児童数を合わせると139人となっています。幼稚園就園児童数の推移をみると、平成27年から令和元年にかけて大きく減少していますが、幼稚園の認定こども園への移行が影響しています。

【幼稚園就園児童数の推移】



■幼稚園別入園状況（令和元年5月1日現在）

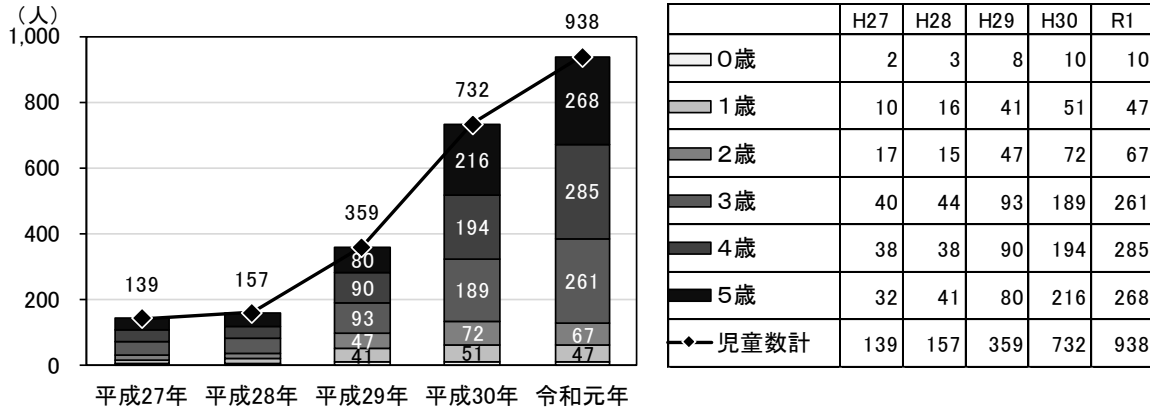
施設名	定員	市内					市外					計	入所率
		満3歳	3歳	4歳	5歳	小計	満3歳	3歳	4歳	5歳	小計		
ふたば幼稚園	315	0	44	43	40	127	1	6	17	10	34	161	51.1%
明星館幼稚園	140	0	4	1	4	9	0	2	2	4	8	17	12.1
市内幼稚園計	455	0	48	44	44	136	1	8	19	14	42	178	39.1
すぎのこ三島幼稚園	280	0	1	1	0	2	市外幼稚園計						
やしお幼稚園	455	0	0	0	1	1							
市外幼稚園計	735	0	1	1	1	3							
合計	1,190	0	49	45	45	139							

資料：保育課

4. 認定こども園入園児童数の推移

本市における認定こども園数は令和元年5月現在、6か所となっています。また、本市の認定こども園入園児童数は、令和元年5月現在で775人、市外の認定こども園入園児童数を合わせると938人となっています。認定こども園入園児童数の推移をみると、平成27年から令和元年にかけて大きく増加しています。

【認定こども園入園児童数の推移】



■認定こども園別入園状況（令和元年5月1日現在）

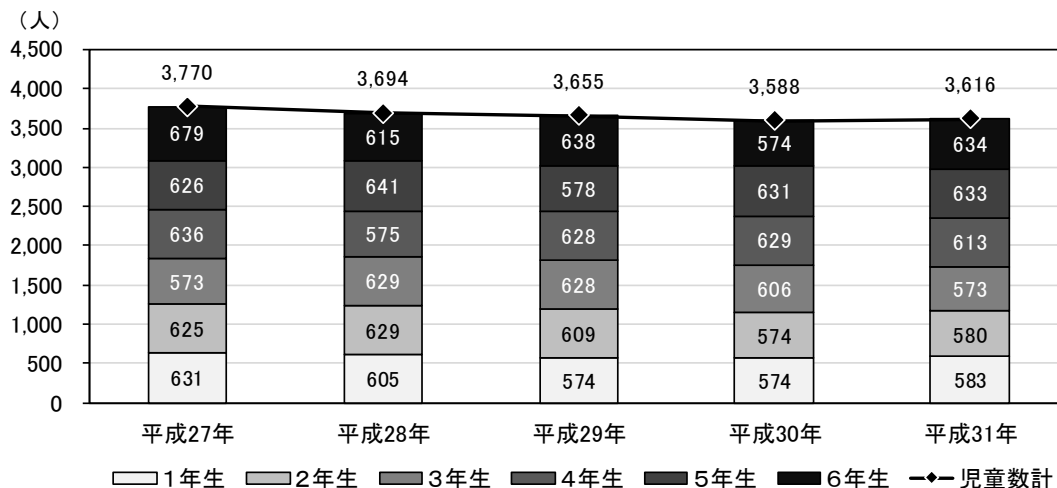
区分	施設名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	入所率
私立	認定こども園黒羽幼稚園	170	0	12	20	41	40	39	152	89.4%
	野崎幼稚園認定こども園	185	3	10	15	35	47	42	152	82.2%
	国際医療福祉大学金丸こども園	70	4	11	12	15	12	10	64	91.4%
	認定こども園なでしこ幼稚園	205	2	10	17	49	37	39	154	75.1%
	聖家幼稚園認定こども園	70	/	/	/	15	14	16	45	64.3%
	認定こども園ひかり幼稚園	215	/	/	/	62	78	68	208	96.7%
	市内合計	915	9	43	64	217	228	214	775	84.7%
市外	認定こども園第二ひかり幼稚園	340	/	/	/	26	38	42	106	31.2%
	認定こども園西那須野幼稚園	420	/	/	/	6	9	7	22	5.2%
	すぎのこ幼稚園認定こども園	180	0	0	0	4	0	4	8	4.4%
	認定こども園きつれ川幼稚園	165	1	0	1	2	1	0	5	3.0%
	国際医療福祉大学西那須野キッズハウス	110	0	2	2	0	1	0	5	4.5%
	認定こども園マロニエ幼稚園	187	0	0	0	0	3	0	3	1.6%
	認定あけぼのこども園	188	0	0	0	0	2	1	3	1.6%
	認定こども園すみれ幼稚園	165	0	1	0	1	0	0	2	1.2%
	黒磯いずみ幼稚園認定こども園	275	0	0	0	2	0	0	2	0.7%
	塩原認定こども園	40	0	0	0	1	1	0	2	5.0%
	認定こども園かしわ幼稚園	205	0	0	0	1	1	0	2	1.0%
	やいたこども園	55	0	1	0	0	1	0	2	3.6%
	虹ヶ丘認定こども園	150	0	0	0	1	0	0	1	0.7%
市外合計	2,480	1	4	3	44	57	54	163	6.6%	
合計			10	47	67	261	285	268	938	

資料：保育課

5. 小学生児童数の推移

本市における小学校数は平成31年4月現在、21校となっています。また、本市の小学生児童数の推移をみると、平成30年までは減少傾向にありましたが、平成31年には増加し、4月現在で3,616人となっています。

【小学生児童数の推移】

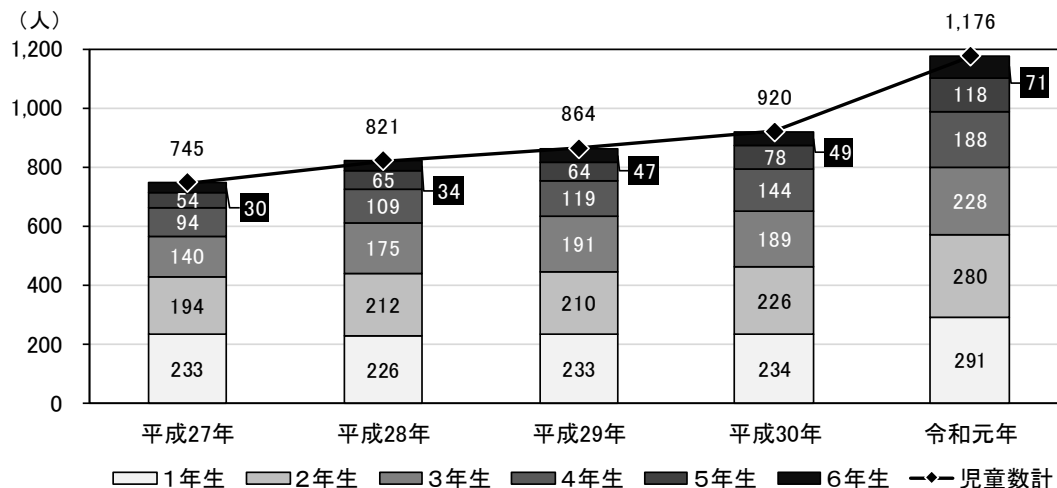


資料：学校教育課（各年4月）

6. 放課後児童クラブ入所児童数の推移

本市における放課後児童クラブ数は令和元年5月現在、公設民営15か所、民設民営11か所の合計26か所となっており、平成26年5月時点より9か所増えています。また、本市の放課後児童クラブ登録児童数の推移をみると、増加傾向にあり、令和元年5月現在で1,176人となっています。

【放課後児童クラブ登録児童数の推移】



■放課後児童クラブ登録状況（令和元年5月1日現在）

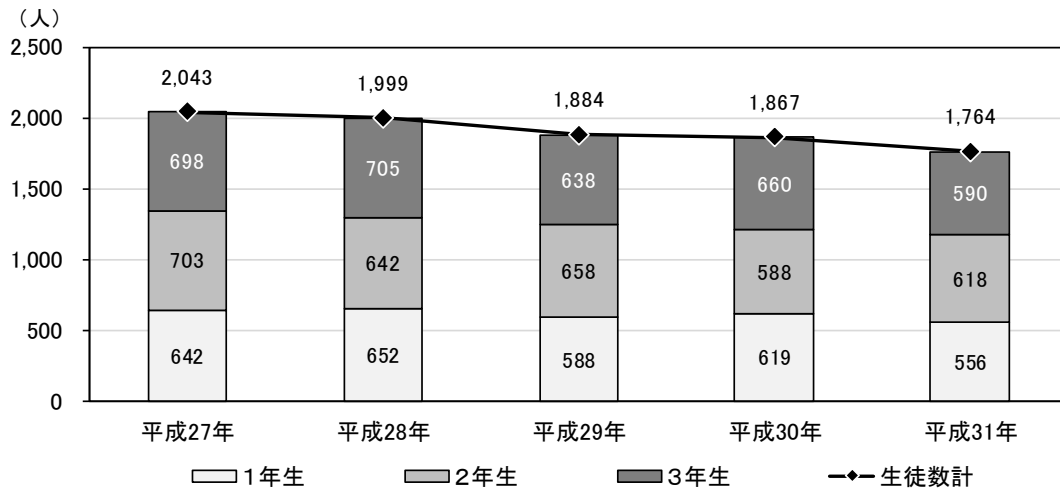
区分	名称	定員	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	入所率
公設	大田原学童保育館（大手）	40	38	0	0	0	0	0	38	95.0%
	大田原学童保育館（旧管理棟）	100	0	40	33	22	10	10	115	115.0%
	美原第一児童クラブ	70	22	14	11	6	6	7	66	94.3%
	美原第二児童クラブ	40	14	14	4	7	2	2	43	107.5%
	わくわく児童クラブ	24	10	5	5	4	2	3	29	120.8%
	紫塚児童クラブ	80	15	31	23	22	11	5	107	133.8%
	市野沢児童クラブ	40	9	3	7	7	4	4	34	85.0%
	市野沢第二児童クラブ	40	4	4	7	4	5	0	24	60.0%
	奥沢学童保育館	30	11	7	4	6	5	1	34	113.3%
	金丸学童保育館	20	3	2	5	2	2	3	17	85.0%
	羽田学童保育館	20	2	6	1	4	0	0	13	65.0%
	うすばアットホーム	45	10	9	4	13	4	2	42	93.3%
	薄葉第二児童クラブ	30	7	8	4	5	3	2	29	96.7%
	ゆづかみ児童クラブ	70	15	14	15	11	11	2	68	97.1%
	黒羽学童保育館	40	1	3	4	1	2	0	11	27.5%
公設民営小計	689	161	160	127	114	67	41	670	97.2%	
民設	レオ子どもクラブ大田原	40	15	19	4	4	4	2	48	120.0%
	レオ子どもクラブ	60	12	12	16	15	15	6	76	126.7%
	みつばちクラブ	40	9	8	14	6	1	1	39	97.5%
	放課後児童クラブ Valo	30	29	0	0	0	0	0	29	96.7%
	親園学童保育館	40	10	12	12	11	6	5	56	140.0%
	宇田川学童保育館	50	10	12	13	10	10	8	63	126.0%
	かねだ学童クラブ	60	13	25	11	10	4	0	63	105.0%
	石上学童保育館	30	7	7	6	7	0	2	29	96.7%
	学童保育館あすなろ	40	4	4	7	6	5	3	29	72.5%
	ひまわり学童クラブ	50	9	17	7	5	5	2	45	90.0%
	わんぱく学童クラブ	35	12	4	11	0	1	1	29	82.9%
民設民営小計	475	130	120	101	74	51	30	506	106.5%	
合計	1,164	291	280	228	188	118	71	1,176	101.0%	

資料：保育課

7. 中学生生徒数の推移

本市における中学校数は、平成30年度に佐久山中学校と親園中学校の統合があり、平成31年4月現在、9校となっています。また、本市の中学生生徒数の推移をみると、減少傾向にあり、平成31年4月現在で1,764人となっています。

【中学生生徒数の推移】



資料：学校教育課（各年4月）

第6節 ニーズ調査結果の概要

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

「第2期大田原市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、市民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

(2) 調査対象者

調査区分	調査対象者数	調査対象
①就学前児童保護者	2,500人	市内在住の就学前の児童から無作為抽出
②小学生保護者	1,862人	市内在住の小学校の児童から無作為抽出
③妊産婦	266人	市内在住の妊産婦から無作為抽出

(3) 実施概要

- 調査地域：大田原市全域
- 調査形式：アンケート調査
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：平成30年12月3日～平成30年12月21日

(4) 回収結果

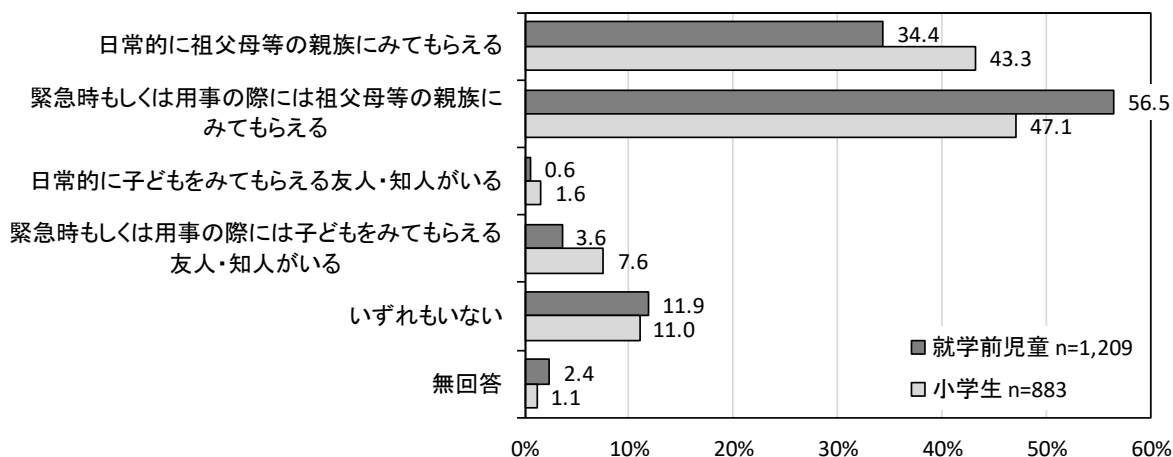
調査区分	調査票配布数	回収数	回収率
①就学前児童保護者	2,500人	1,209件	48.4%
②小学生保護者	1,862人	883件	47.4%
③妊産婦	266人	164件	61.7%
合計	4,628人	2,256件	48.7%

※グラフ中の比率は小数点第2位以下を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。

2. 調査結果の概要

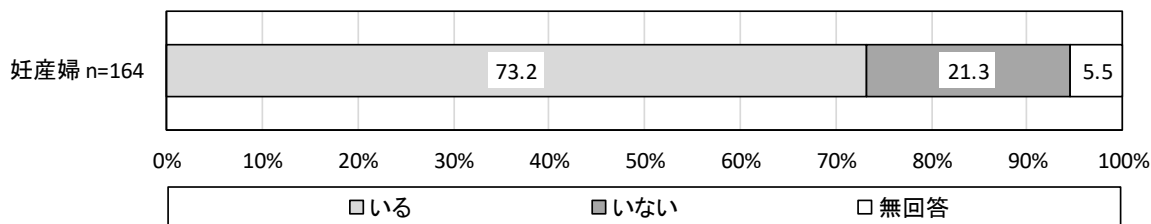
(1) 子どもをみてもらえる人の有無

子どもをみてもらえる人の有無は、就学前児童、小学生ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多くなっています。また、「いずれもない」という回答が約1割となっています。



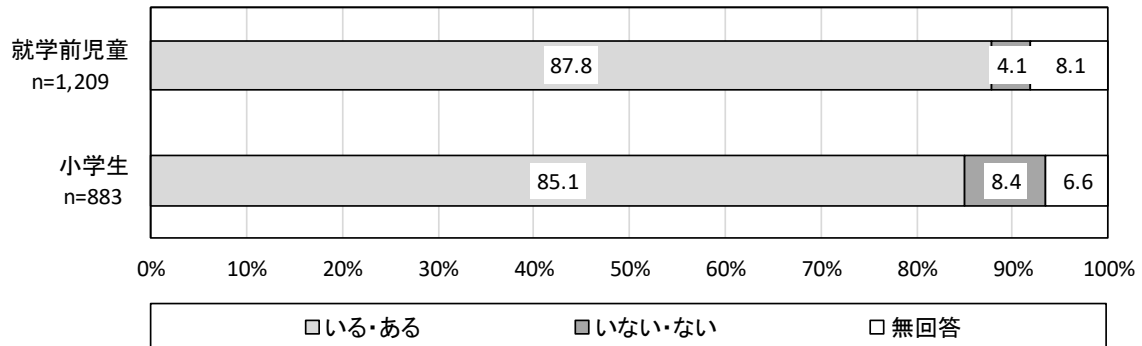
(2) 一時的に子どもを預かってくれる人の有無

一時的に子どもを預かってくれる人の有無について、妊産婦では「いる」が7割以上を占める一方で、「いない」という人が約2割います。



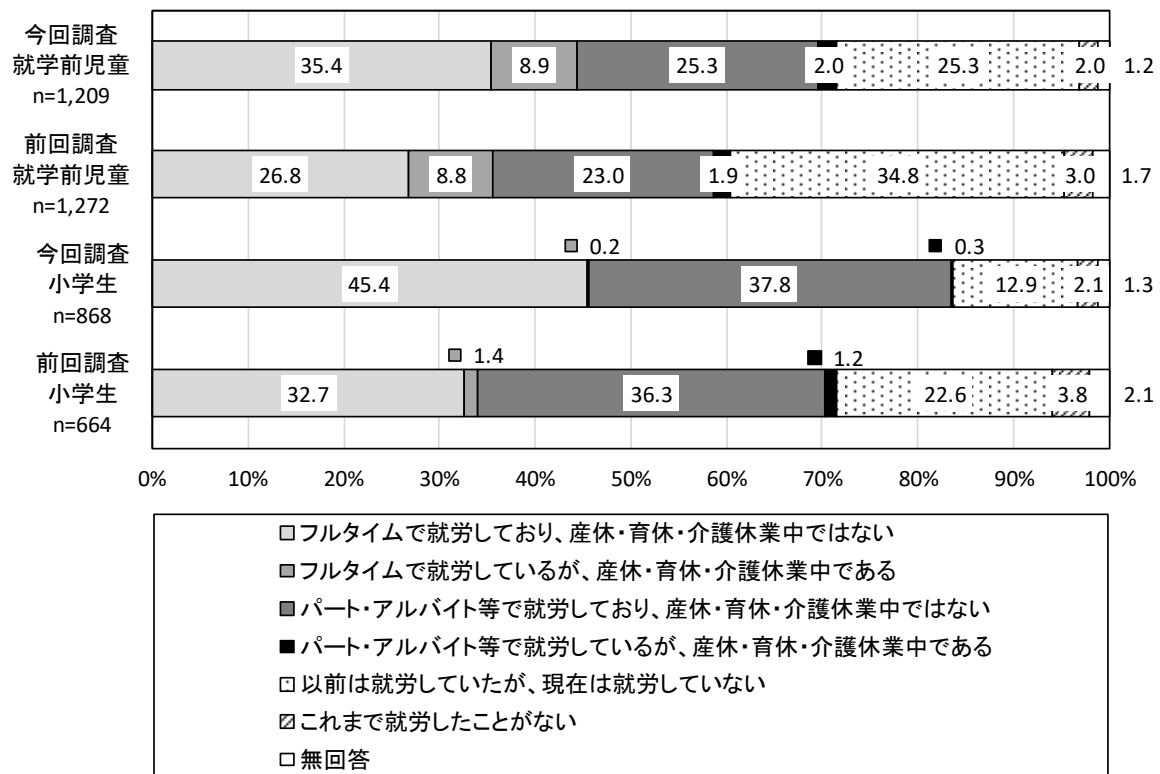
(3) 相談できる人、場所の有無

相談相手の有無については、「いる・ある」が多くを占める一方で、少数ではあるものの、「いない・ない」という人がおり、小学生のほうが4.3ポイント上回っています。



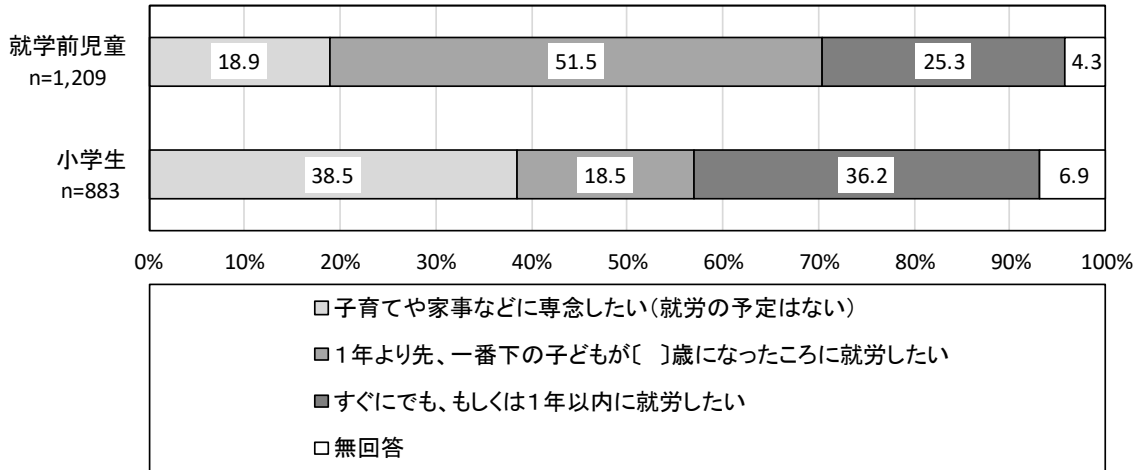
(4) 母親の就労状況

母親の就労状況について、産休・育休・介護休業中に関わらず、フルタイムやパート・アルバイト等で『就労している』と回答した割合の合計を前回調査と比較すると、就学前児童で11.1ポイント、小学生で12.1ポイント上回っており、就学前児童、小学生ともに就労している母親が増加している状況がうかがえます。



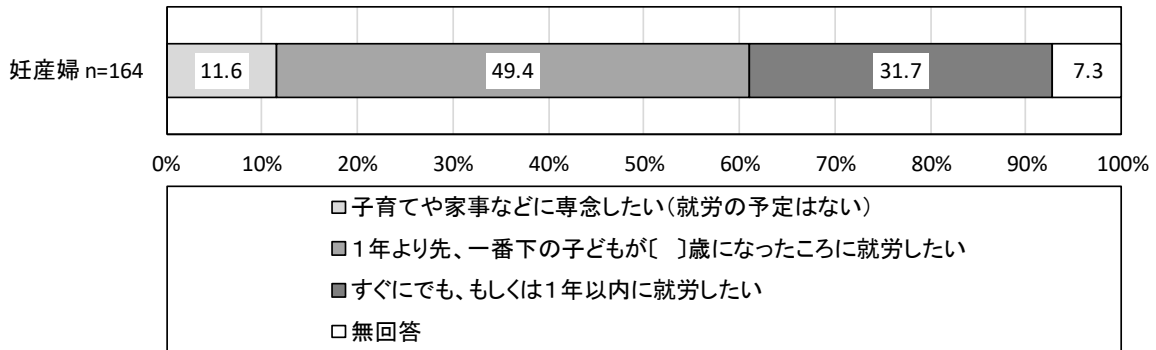
(5) 就労していない母親の就労希望

就労していない母親の就労希望については、就学前児童では、就労したい意向を持っている割合が7割以上、小学生では5割以上となっています。



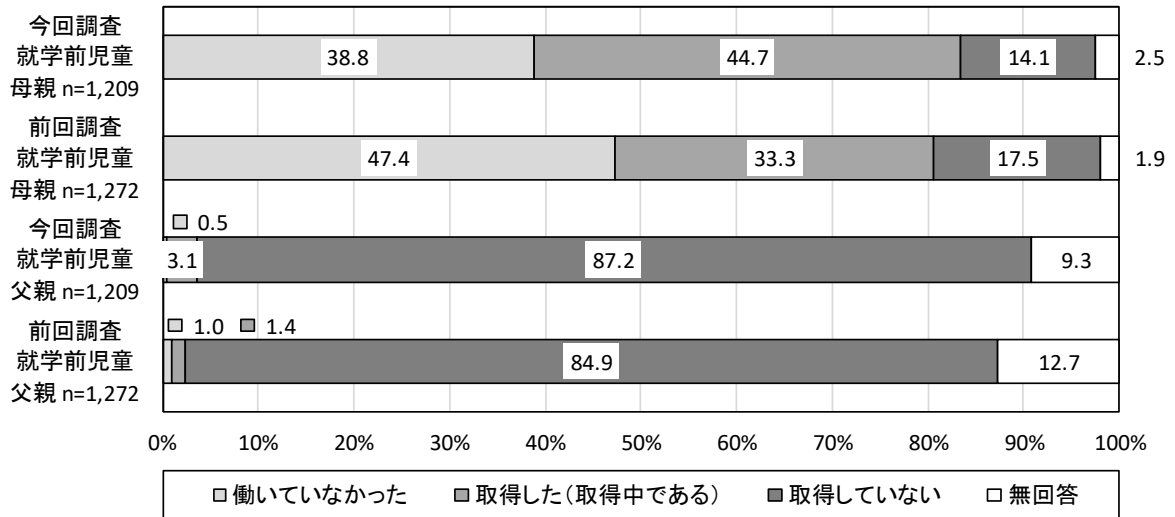
(6) 妊産婦の今後の就労希望

妊産婦の今後の就労希望については、就労したい意向を持っている割合が約8割となっています。



(7) 育児休業の取得状況

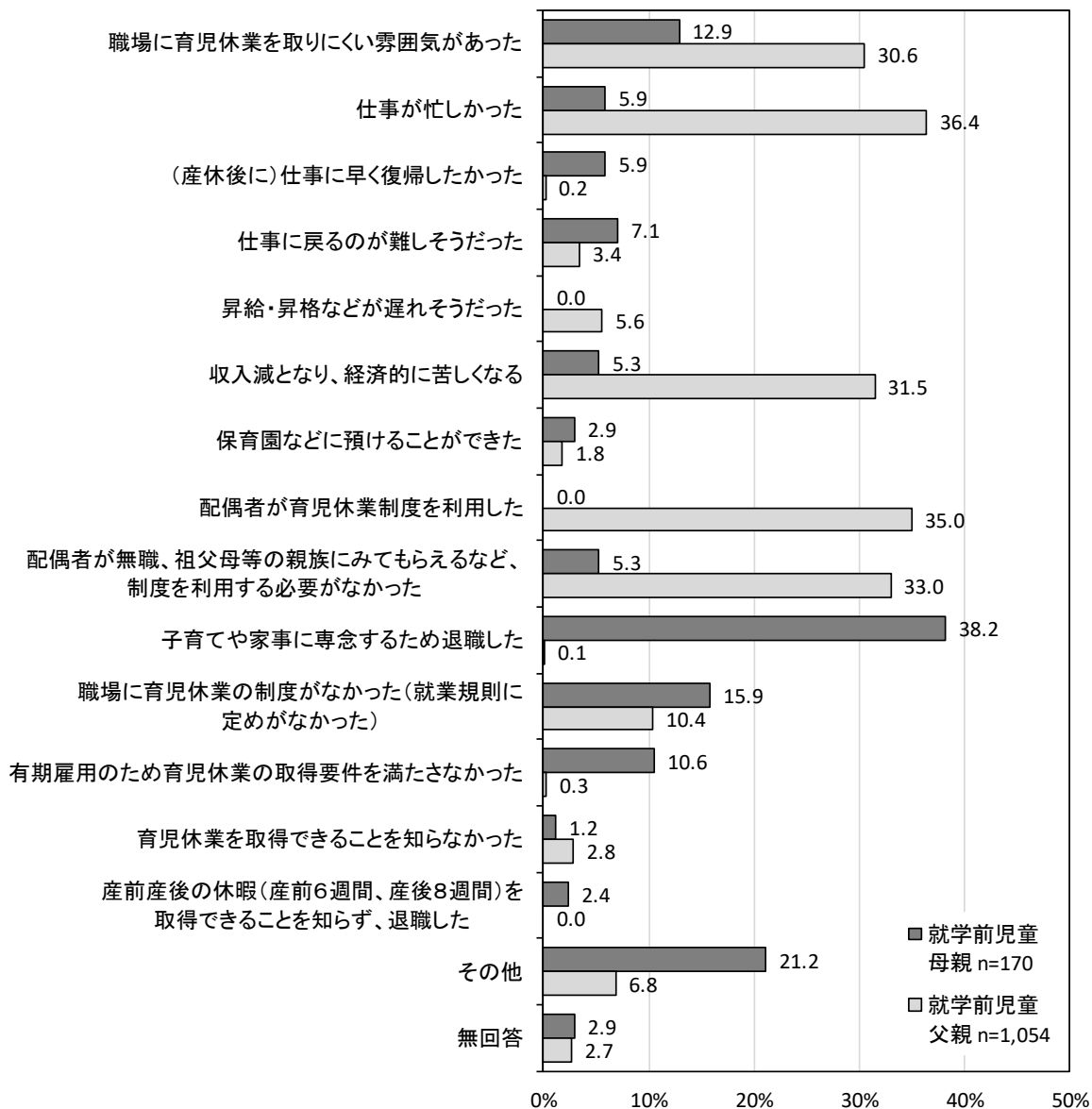
育児休業の取得状況について、「取得した（取得中である）」と回答した割合を前回調査と比較すると、母親で 11.4 ポイント、父親で 1.7 ポイント上回っていますが、依然として父親が育児休業を取得する割合は低くなっています。



(8) 育児休業を取得していない理由

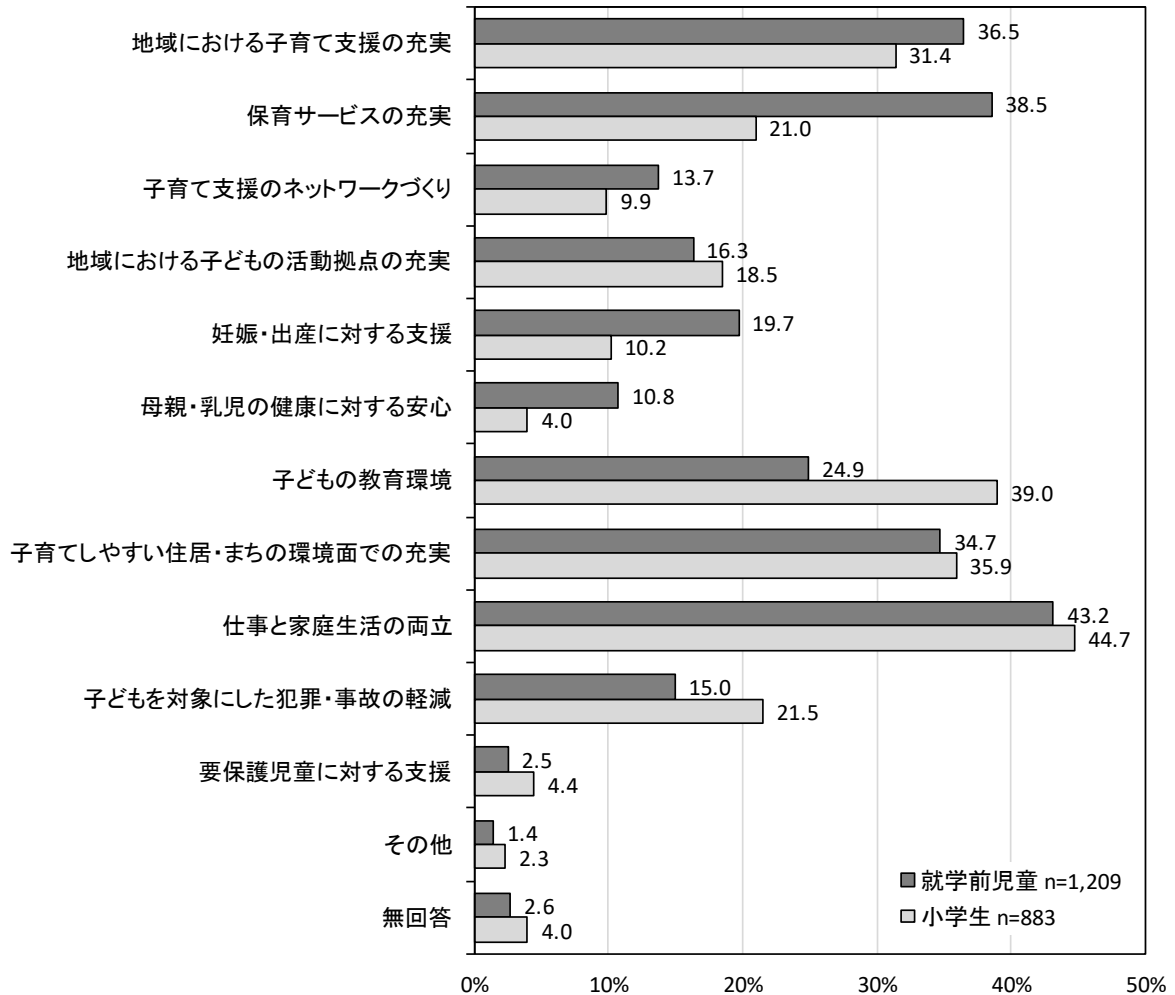
育児休業を取得していない理由については、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」が38.2%で最も高く、次いで「その他」が21.2%、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が15.9%となっています。

父親は「仕事が忙しかった」が36.4%で最も高く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」が35.0%、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が33.0%となっています。



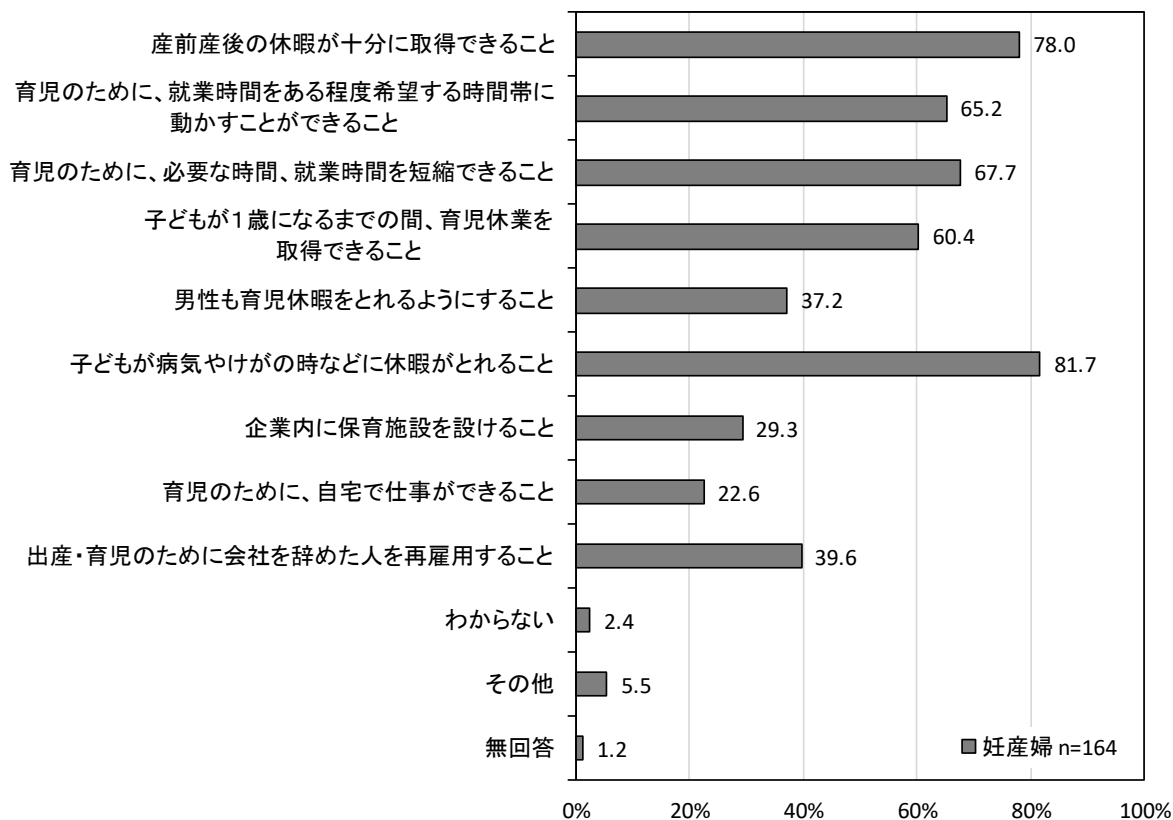
(9) 子育てをする中で、有効だと感じる支援・対策

子育てをする中で、有効だと感じる支援・対策について、就学前児童、小学生ともに、「仕事と家庭生活の両立」が最も多く4割以上となっています。次いで、就学前児童では「保育サービスの充実」が、小学生では「子どもの教育環境」が高くなっています。



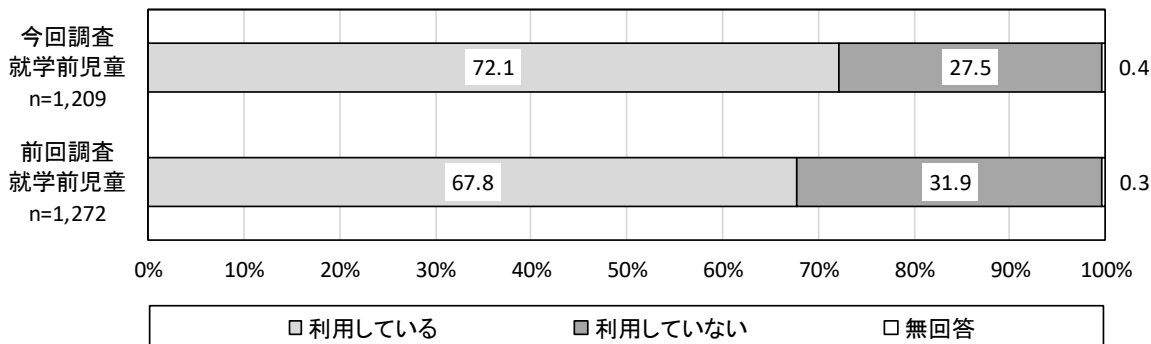
(10) 妊娠・出産や子育てと仕事の両立のために、企業に普及してもらいたいと思うこと

妊産婦が妊娠・出産や子育てと仕事の両立のために、企業に普及してもらいたいと思うことは、「子どもが病気やけがの時などに休暇がとれること」、「産前産後の休暇が十分に取得できること」が約8割となっています。



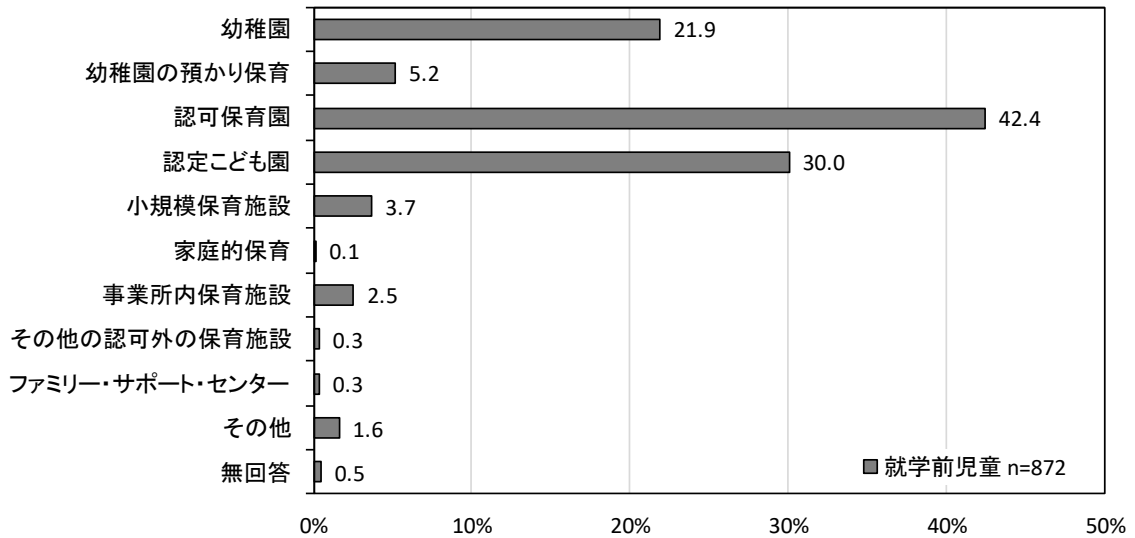
(11) 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」と回答した割合は、今回調査では72.1%と、前回調査より4.3ポイント増加しており、女性就業率の上昇による共働き世帯の増加が影響していると考えられます。



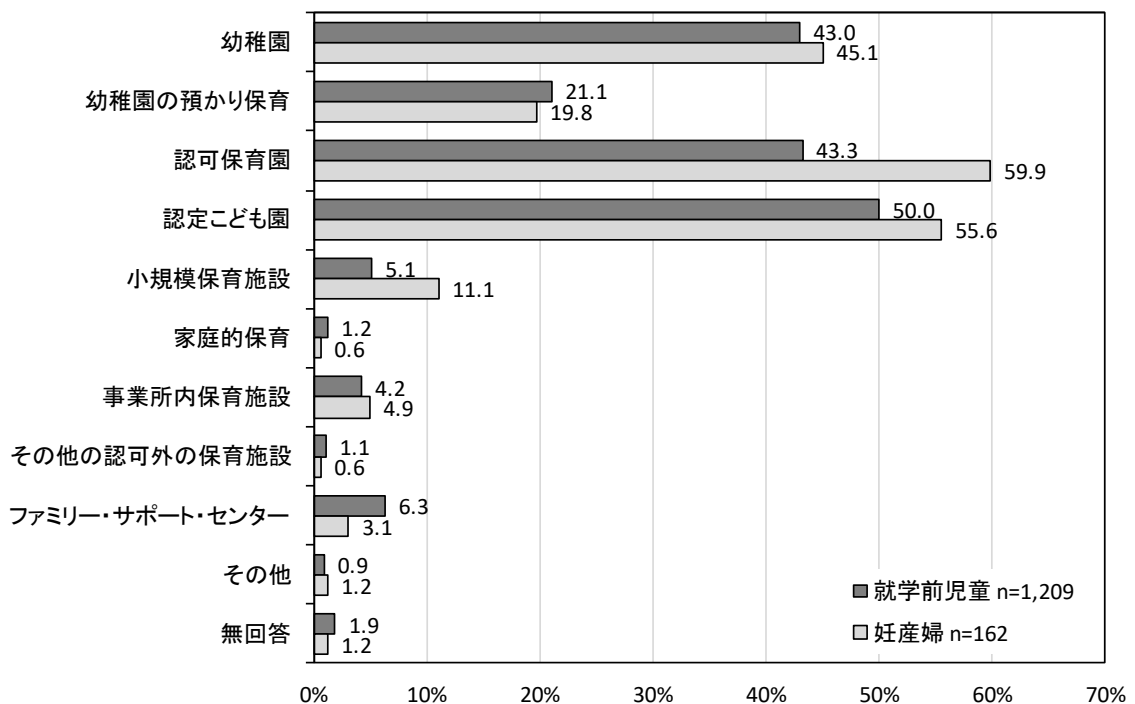
(12) 平日に定期的に利用している教育・保育事業

平日に定期的に利用している教育・保育事業については、「認可保育所」が最も多く、次いで「認定こども園」となっています。



(13) 平日に定期的に利用したい教育・保育事業

平日に定期的に利用したい教育・保育事業については、就学前児童では、「認定こども園」が最も多く、次いで「認可保育所」、「幼稚園」となっており、妊産婦では、「認可保育所」が最も多く、次いで「認定こども園」、「幼稚園」となっています。



第7節 今後の課題

国・県の動向や子ども・子育て環境の変化などを踏まえて、本市における今後の子ども・子育て支援に関する課題を次により整理します。

1. 少子化の対策に向けた取り組みの推進

本市では、直近の出生数が500人前後で推移しており、少子化が進行している状況です。少子化の進行には、生涯未婚率の上昇・晩婚化も影響しており、本市の未婚率は男性、女性ともに、増加傾向で推移しています。

少子化の進行を防ぐための取り組みとして、安心した妊娠・出産を迎えるための正しい知識の普及啓発、不妊治療や産前・産後における相談体制の充実なども重要です。子育ての視点においては、民間企業の育児休業制度や短時間勤務制度の取得に対する理解、地域住民による子育て支援など、行政のみならず、子育てに関わる地域・企業・学校など、社会全体で取り組むことが重要です。

2. 子育てと仕事の両立に向けた取り組みの推進

女性就業率の上昇に伴い、共働き世帯も増加していることから、子育てと仕事の両立に困難を抱えている家庭も増加していると予測されます。

家庭においては、依然として男性が育児休業を取得する割合が低い状況であり、職場での働き方改革などを通じて、男性の育児参加を促進していく必要があります。

男性も女性も仕事との両立を図りながら、安心して子育てを続けることができるよう、子育てと仕事の両立を支える保育サービスの充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの考え方をより一層、社会全体へと浸透させていくことが重要です。

3. 持続可能なサービス供給体制の確保

本市における11歳までの将来の児童数は減少傾向で推移しており、令和6年には約6千人となることが予測される中、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の利用者数も将来的には減少していくことが見込まれます。

その一方で、幼児教育・保育の無償化や家庭環境の変化等により、保育ニーズや放課後児童クラブの利用ニーズの増加など、新たな事業利用者の増加も予想されることから、将来的な子育て支援のニーズ量を踏まえて、それに応じた供給体制を整備・調整していくことが重要です。

4. 子どもたちの健やかな成長を守るための取り組みの推進

少子高齢化の進行、高度情報化に伴う情報格差、子どもの虐待など、社会的要因が複合的に重なることで、児童生徒が置かれている環境も多様化、深刻化してきている状況です。あらゆる問題を早期に発見し、適切に対応するためには、行政、保健・医療機関、学校などが連携したネットワークの構築が重要であり、様々な困りごとを抱える児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな対応が求められています。

いじめや不登校、児童虐待、子育ての孤立化などの諸問題に適切に対応するため、児童生徒及び保護者に対する相談体制や支援体制の充実、未然に防止するための取り組みが重要です。

5. 子どもたちが夢と希望をもち、育つ社会の実現に向けた取り組みの推進

子どもの子育てや教育に影響すると思われる環境は「家庭」であると考えられていますが、子育てをめぐる家庭の状況は、障害、疾病、虐待、貧困、外国籍の家庭など様々であるため、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、養育費の確保など、経済的な支援策の充実による総合的な自立支援の推進が求められています。

家庭における環境は様々であっても、次代を担う子どもたちが、夢と希望をもち、健やかに育つ社会を実現することが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方



第1節 基本理念

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して策定するものです。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の中にある「子どもの育ちに関する理念」、「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」に即し、さらに、「第1期大田原市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえた理念を基本とします。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点にたち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることを目指しています。

また、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子ども、子育て支援にまつわる環境は社会全体で整備することが求められています。

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針】

■子どもの育ちに関する理念

- 子どもの最善の利益が実現される社会を目指すこと、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障すること。
- 自己肯定感を持って育まれることや一人ひとりの個性が活かされることの重要性。

■子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- 乳幼児期の重要性、乳幼児期の教育の役割及び意義
- 家庭の役割及び意義
- 子育て及び子育てを通じた親育ちの支援の重要性
- 施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割並びに専門性・重要性
- 家庭・地域・施設等の連携の重要性等

■社会のあらゆる分野における構成員の責務と役割

- 社会のあらゆる分野における構成員が子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めることや、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であること。

これらを踏まえ、少子化やそれに伴う子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で、子どもの成長にしっかりと向き合いながら、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供等を、本計画に的確に位置づけ、子どもの健やかな成長を保障していくこととします。

さらに、子ども・子育て支援法の理念や意義に即した「第1期大田原市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念などの考え方を踏襲し、これまでの施策の継続性と、より一層の取り組みが必要となります。

【基本理念】

1 子どもの発達支援

子どもが心身ともに健やかに育つように、子どもの最善の利益が実現される取り組みを進めていきます。

2 子どもとともに成長する親への支援

すべての親が心身ともにゆとりをもち、子育てを通じて親自身も成長できるように支援していきます。また、次代の親となる若い男女が子どもを生み育てたいと思えるように、乳幼児とのふれあいを通して、子育ての喜びや楽しさを経験できるように支援します。

3 子どもが地域で育つ環境づくり

家庭で安心して子育てできるように、地域全体で子育て家庭を支えていきます。子育て家庭が抱える不安感や負担感の軽減を図り、お互いが助け合いながら子育てできる地域づくりとそのためのネットワークづくりを推進していきます。

以上を基本理念として継承し、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

第2節 計画のキャッチフレーズ

計画のキャッチフレーズは、3つの理念のもとに実現していく本市の子ども・子育て支援に対する姿勢を示すものです。

本市では、子どもが地域の中でたくましく育ち、また、すべての家庭が子育ての責任を自覚し、親自身も子育てを通じて成長することができ、さらに地域では、子育てを社会全体で行うものとする共通認識のもと、子育てを支援していくという思いを込め、第1期計画より引き続き、「子育て環境日本一を目指して」を本計画におけるテーマとし掲げ、計画を推進していきます。



第3節 基本目標

本計画の推進にあたり、国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み」を定め、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。また、5つの基本目標を設定し総合的に子ども・子育て支援施策を推進していきます。

1. 地域における子育て支援の充実



核家族化の進展、女性就業率の上昇による共働き世帯の増加などにより、子育て家庭が求める支援も多様化する中、すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた子育て支援の充実及び質的向上を図ります。

また、地域の連帯感の向上や子育てをする親同士の相談や交流の場の充実など、地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、次代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支えあうための地域住民による活動の輪を広げ、地域における子育てを総合的に推進します。

2. 親と子どもの健康確保・健康づくり



出産、育児は、未体験の連続であり、多くの親が不安や悩みを抱える中、身近な地域の様々な人が親子をサポートできる環境を目指し、安心して子どもを産み育てることができる環境の充実、乳幼児に対する健康診査と事後指導や相談体制の充実、医療機関との連携協力を図り小児救急医療体制の充実に努め、母子保健の推進を図ります。

3. 支援が必要な子どもや家庭への支援

すべての子どもの人権が尊重され、身近な地域で自立した生活ができるよう、合理的配慮を必要とする障害のある子どもや、地域において孤立化した家庭、ひとり親家庭など、支援を必要とする子どもや家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

4. 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

また、子どもたちが、社会の変化に対応しながら、自分で課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し、問題を解決する「生きる力」を身につけられるよう、教育の充実を図るとともに、子どもを取り巻く有害環境対策も推進します。

5. 子どもや子育て家庭を支援する生活環境の整備

子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう、これまで以上に働きかけていくとともに、働き方改革などを通じて、男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

また、子育て家庭にやさしい地域の住環境、道路交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、子どもや子育て家庭が安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。さらに、少子化の要因と言われる未婚化、晩婚化の進行に歯止めをかけるため、結婚支援による家族づくりを支援します。

第4節 施策の体系

基本理念

- (1) 子どもの発達支援
- (2) 子どもとともに成長する親への支援
- (3) 子どもが地域で育つ環境づくり

基本目標 1. 地域における子育て支援の充実

- 1. 教育・保育サービスの充実
- 2. 地域における子育て支援サービスの充実
- 3. 地域における子どもの活動の場や機会の確保
- 4. 経済的負担の軽減

基本目標 2. 親と子どもの健康確保・健康づくり

- 1. 安心して出産できる環境づくり
- 2. 子どもや母親の健康の確保
- 3. 小児医療の充実

基本目標 3. 支援が必要な子どもや家庭への支援

- 1. 児童虐待防止対策の充実
- 2. 障害児やその家庭への支援施策の充実
- 3. ひとり親家庭への支援
- 4. 外国籍の家庭や外国につながる子どもへの支援

基本目標 4. 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

- 1. 家庭や地域の教育力の向上
- 2. 「生きる力」を育む学校教育の推進

基本目標 5. 子どもや子育て家庭を支援する生活環境の整備

- 1. 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備
- 2. 子どもの安全の確保
- 3. 子育てを支援する生活環境の整備
- 4. 家族づくりの支援

第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策



第1節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づく教育・保育提供区域の設定については、保護者や子どもが質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案します。

本市の現状として

- ①現在の利用状況においても、学区や行政区等の区域を越えた利用実態がある。
- ②就業地域と生活地域は個人によって様々である。
- ③市内については、全地域自家用車による移動が可能である。
- ④基盤整備が区域ごとの需要と供給で管理されるため、区域を細分化することで、新たな事業への参入がしにくくなる。

こうしたことから、本市の教育・保育提供区域は市全体を1区域として設定します。

■本市における教育・保育提供区域

区分／施設・事業名		区域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園・保育園・認定こども園
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業	市全体
	②地域子育て支援拠点事業	
	③時間外保育（延長保育）	
	④子育て短期支援事業	
	⑤一時預かり事業	
	⑥病児保育事業	
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	
	⑧放課後児童健全育成事業（学童保育事業）	
	⑨妊婦健康診査	
	⑩乳幼児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	
	⑪養育支援訪問事業	
	⑫要支援・要保護児童支援事業	
	⑬実費徴収補足給付事業	

第2節 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めることとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

子ども・子育て支援法では、施設利用のための保育の必要性を認定した上で利用施設を決定し、その施設に給付費を支給する仕組みとなります（同法第19条）。その際の認定の区分については、次のとおりとなります。

■認定区分

区分	年齢	対象事業	対象家庭類型
1号認定	3～5歳	幼稚園・認定こども園	専業主婦（夫）家庭、共働きであるが幼稚園利用の家庭
2号認定	3～5歳	保育園・認定こども園	共働き家庭
3号認定	0歳、1・2歳	保育園・認定こども園、地域型保育	共働き家庭

■事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園・保育園・認定こども園
特定地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育（定員6～19人）・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
従来型の継続幼稚園	私学助成の幼稚園（子ども・子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園）

※本市には、「従来型の継続幼稚園」はありません。すべて「特定教育・保育施設」へ移行しました。

各認定区分における教育・保育施設等の需要量と確保策は以下の様になります。

		1号認定	2号認定		3号認定		確保策等	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		
令和元年度	対象児童数	1,671				442	1,012	・R01.5.1 の幼稚園・認定こども園実績 ・H31.4.1 現在の保育園入園者数
	実績値	616	1,020		76	621		
令和2年度	推計児童数	1,620				470	968	○R02.4.1 既存幼稚園からの認定こども園移行1施設 ○R02.8.1 既存幼稚園からの認定こども園移行1施設
	必要量	必要利用数(市内)	569	170	847	85	606	
		必要利用数(広域)	110	20	0	10	30	
		必要利用定員総数(①)	679	190	847	95	636	
	提供体制	特定教育・保育施設	675	203	822	161	523	
		特定地域型保育事業	0	0	0	48	78	
		認可外(地方単独事業)	0	0	0	0	0	
		他市町施設	160	58	24	5	28	
		提供量総数(②)	835	261	846	214	629	
	②-①	156	71	▲1	119	▲7		
令和3年度	推計児童数	1,570				456	939	
	必要量	必要利用数(市内)	525	173	843	87	599	
		必要利用数(広域)	110	20	0	10	30	
		必要利用定員総数(①)	635	193	843	97	629	
	提供体制	特定教育・保育施設	585	203	890	167	559	
		特定地域型保育事業	0	0	0	42	65	
		認可外(地方単独事業)	0	0	0	0	0	
		他市町施設	160	58	24	5	28	
		提供量総数(②)	745	261	914	214	652	
	②-①	110	68	71	117	23		
令和4年度	推計児童数	1,476				444	954	
	必要量	必要利用数(市内)	469	170	813	90	621	
		必要利用数(広域)	110	20	0	10	30	
		必要利用定員総数(①)	579	190	813	100	651	
	提供体制	特定教育・保育施設	585	203	890	167	559	
		特定地域型保育事業	0	0	0	42	65	
		認可外(地方単独事業)	0	0	0	0	0	
		他市町施設	160	58	24	5	28	
		提供量総数(②)	745	261	914	214	652	
	②-①	166	71	101	114	1		

		1号認定	2号認定		3号認定		確保策等	
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳	1・2歳		
令和5年度	推計児童数		1,461		430	928		
	必要量	必要利用数(市内)	442	176	825	91	616	
		必要利用数(広域)	110	20	0	10	30	
		必要利用定員総数(①)	552	196	825	101	646	
	提供体制	特定教育・保育施設	585	203	890	167	559	
		特定地域型保育事業	0	0	0	42	65	
		認可外(地方単独事業)	0	0	0	0	0	
		他市町施設	160	58	24	5	28	
	提供量総数(②)	745	261	914	214	652		
	②-①	193	65	89	113	6		
令和6年度	推計児童数		1,418		416	901		
	必要量	必要利用数(市内)	409	179	822	93	610	
		必要利用数(広域)	110	20	0	10	30	
		必要利用定員総数(①)	519	199	822	103	640	
	提供体制	特定教育・保育施設	585	203	890	167	559	
		特定地域型保育事業	0	0	0	42	65	
		認可外(地方単独事業)	0	0	0	0	0	
		他市町施設	160	58	24	5	28	
	提供量総数(②)	745	261	914	214	652		
	②-①	226	62	92	111	12		

教育施設の確保策について

第1期計画期間中に市内幼稚園の認定こども園への移行を進め、令和2年度中にすべての施設の移行が完了します。利用定員が利用児童数を上回っていることから、ニーズ量に対する供給量は、十分確保されているものと判断します。しかし、現在の利用状況をふまえ、那須塩原市や近隣の市町に160人の供給基盤を確保することとして調整を行いました。

保育施設の確保策について

第1期計画において、幼稚園の認定こども園への移行や小規模保育施設の整備を積極的に行い、基盤の不足が予想される3号認定こどもへの対応を中心に整備を行いました。第2期計画においては、現状の受け入れ態勢を継続することを第一に考え、公立保育園を中心とした受け入れ数の調整や、3号認定こどもの受け入れ数を増やすための必要に応じた施設整備など、状況に合わせた調整が必要になると想定されます。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めることとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定します。

1. 時間外保育（延長保育） 対象：0～5歳

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日や時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業です。

現在の取り組み状況

公立保育園3か所、私立保育園7か所、認定こども園1か所、小規模保育事業所6か所の計17か所で、延長保育が実施されています。

量の見込み及び確保の方策

計画期間においては、利用実績をもとに事業量を見込んでおり、事業の性質上、定員の設定はなく、在園児童への提供であることからニーズ量には対応できるものと考えますので、引き続き事業を実施し、事業量の確保に努めます。

また、今後新規保育施設等が整備される場合についても、延長保育の実施を依頼することとします。

	量の見込み（実人数：人）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	394	408	423	437	453
確保の方策					
提供体制（か所）	17	17	17	17	17
利用者数	394	408	423	437	453
確保方策 - 量の見込み	0	0	0	0	0

	実施施設内訳（か所）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育園	10	10	10	10	10
小規模保育事業所等	6	6	6	6	6
認定こども園	1	1	1	1	1

2. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 対象：小学1年～6年生

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に放課後児童クラブとして、小学校の余裕教室、自治公民館等を利用し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現在の取り組み状況

それぞれの放課後児童クラブにおいて、施設設備、職員体制の状況により、可能な範囲で児童の受け入れを実施しております。また、利用者の増加に対応するため、小学校の空き教室等の積極的な活用により、大田原小学校、紫塚小学校、市野沢小学校、薄葉小学校で、放課後児童クラブの整備を行い、羽田小学校、金丸小学校、奥沢小学校においては、放課後子ども教室から放課後児童クラブへ移行し整備を行いました。

令和元年5月現在、公設民営 15 か所、民設民営 11 か所の合計 26 か所で 1,176 人の児童の利用があります。

量の見込み及び確保の方策

共働き世帯の増加により、保育園同様多くのニーズが見込まれます。さらに、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、小学校区ごとに事業量を見込む必要があります。引き続き、既存の放課後児童クラブにおいて事業を実施するとともに、既存の放課後児童クラブだけでは対応できない小学校区については、民間事業者の参入も含め、量の確保を進めることとします。

なお、厚生労働省と文部科学省が連携し、策定した「新・放課後子ども総合プラン」では、厚生労働省における「放課後児童健全育成事業」と文部科学省における「放課後子ども教室」を一体的、又は連携により進めるものとされているため、本市においては、教育委員会との調整も行っていくこととします。

【今後予定される学童保育館の整備拡充予定】

- | | | |
|------------------|----------------|-----------|
| ・令和2年度：黒羽地区小学校区内 | 学校法人による既存施設の拡張 | 定員 90 名確保 |
| 紫塚小・大田原小学校区内 | 合同会社による新設開所 | 定員 80 名確保 |
| ・令和3年度：大田原小学校区内 | 学校法人による新設検討 | 定員 40 名確保 |
| ・令和4年度：大田原小学校区内 | 社会福祉法人による新設検討 | 定員 40 名確保 |
| 紫塚小学校区内 | 社会福祉法人による新設検討 | 定員 80 名確保 |
| ・令和5年度：大田原小学校区内 | 社会福祉法人による新設検討 | 定員 80 名確保 |

		量の見込み（人）				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（全地区）		1,185	1,233	1,277	1,315	1,356
1年生～3年生		830	869	900	923	945
4年生～6年生		355	364	377	392	411
地区ごとの量の見込み						
大田原	全学年	599	628	657	684	713
	1年生～3年生	431	449	464	479	490
	4年生～6年生	168	179	193	205	223
金田	全学年	182	185	187	187	189
	1年生～3年生	130	137	142	146	150
	4年生～6年生	52	48	45	41	39
親園・佐久山	全学年	148	157	163	168	173
	1年生～3年生	84	86	87	85	84
	4年生～6年生	64	71	76	83	89
野崎	全学年	102	104	106	108	110
	1年生～3年生	67	73	77	80	85
	4年生～6年生	35	31	29	28	25
湯津上	全学年	67	69	71	73	75
	1年生～3年生	47	52	56	59	61
	4年生～6年生	20	17	15	14	14
黒羽	全学年	87	90	93	95	96
	1年生～3年生	71	72	74	74	75
	4年生～6年生	16	18	19	21	21
確保の方策		1,229	1,269	1,389	1,469	1,469
確保方策 - 量の見込み		44	36	112	154	113

3. 子育て短期支援事業 対象：0～18歳

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、宿泊を伴う短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）や夕方から夜間にかけて預かりを行う夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）にて、短期的な預かりを行うことで、子どもや家庭への在宅支援の充実を図る事業です。

量の見込み及び確保の方策

現在、ひとり親家庭の増加や女性の就労増等に伴い、ニーズが増加しております。事業の性質上、市内及び近隣市町の児童福祉施設等への委託を中心に、ニーズに対応していきます。

	量の見込み（人回／年）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	70	70	70	70	70
確保の方策					
提供体制（か所）	4	4	4	4	4
利用者数	70	70	70	70	70
確保方策 - 量の見込み	0	0	0	0	0

4. 地域子育て支援拠点事業 対象：0～5歳

未就学児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現在の取り組み状況

■実施状況と今後の確保の方策

公設が7か所、民設が2か所の計9か所により実施しています。

【子育て支援センター・つどいの広場・子育てサロン】

公設：しんとみ子育て支援センター、ゆづかみ子育て支援センター、
つどいの広場トコトコ、つどいの広場さくやま、子育てサロンかねだ、
子育てサロンのざき、子育てサロンかわにし

民設：ひかり子育て支援センター、子育て支援センターすくすくキッズ

量の見込み及び確保の方策

令和元年度から民設の子育て支援センターが新たに開設され、今後も利用者のニーズを的確にとらえ、民間事業者とも連携を図り、乳幼児活動や相談事業の充実、妊産婦（プレママ）対象事業の実施、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点事業の充実を進めていきます。

	量の見込み（人回／月）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	997	1,007	1,017	1,027	1,038
確保の方策					
提供体制（か所）	9	10	10	10	10
利用者数	997	1,007	1,017	1,027	1,038
確保方策 - 量の見込み	0	0	0	0	0

5. 一時預かり事業

(1) 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

対象：3～5歳

幼稚園・認定こども園を利用する保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園・認定こども園で定める通常の保育時間の前後や、土曜日、長期休業日に希望する在園児を預かり保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育て支援を行う事業です。

現在の取り組み状況

市内幼稚園・認定こども園7か所において、預かり保育を実施しています。

量の見込み及び確保の方策

実績の上では、事業の性質上、定員の設定はなく、現在のニーズには対応しているものと考えます。利用実績からの量の見込みは、僅かに増加していくことが想定されますが、各幼稚園・認定こども園における在園児を対象とする事業であることから、各幼稚園・認定こども園で受入可能な規模と考えます。

	量の見込み（人日／年）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み					
1号認定による利用	36,196	36,681	37,173	37,672	38,177
2号認定による利用	0	0	0	0	0
確保の方策					
提供体制（か所）	7	7	7	7	7
1号認定による利用	36,196	36,681	37,173	37,672	38,177
2号認定による利用	0	0	0	0	0
確保方策 - 量の見込み	0	0	0	0	0

(2) 一時預かり事業（幼稚園型を除く） 対象：0～5歳

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園、認定こども園、地域子育て支援拠点等において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現在の取り組み状況

市内の保育園の内、8か所において、一時預かり保育を実施しています。

保護者の外出、急病、育児疲れ等、多様な保育ニーズに対応するために、一時的に家庭保育が困難な場合に乳幼児を預かる一時保育事業を実施しています。

量の見込み及び確保の方策

市内の保育園の内、8か所において実施する一時預かり事業を中心的な方策として、必要な事業量の確保を図るほか、トコトコおおたわら一時保育センターでの一時預かり事業による提供体制も確保しています。

	量の見込み（人日／年）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,607	3,506	3,408	3,312	3,220
確保の方策					
提供体制（か所）	9	9	9	9	9
一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	7,929	7,940	7,950	7,961	7,972
確保方策 - 量の見込み	4,322	4,434	4,542	4,649	4,752

6. 病児保育事業 対象：1歳～小学6年生

保育を必要とする乳幼児や保護者の就労などにより保育を受けることが困難となった小学生であって、疾病等にかかっているものについて、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

現在の取り組み状況

病気の回復期に至らないものの、当面症状の急変が認められない子どもを預かる「病児対応型」、病気は治っているものの、まだ本来の状態に戻っておらず、普通の保育メニューを受けるのが困難な回復期の子どもを預かる「病後児対応型」があります。また、在園児に限られますが、保育中の急な体調不良などに対応し、保護者が迎えに来られるようになるまで預かる「体調不良児対応型」があります。市内には、すべての事業を行う認定こども園が1施設あります。他に、「病後児対応型」を私立保育園が1か所実施し、「体調不良児対応型」を私立保育園2か所にて実施しています。

量の見込み及び確保の方策

保護者が就労しているなどで、保育園等に通っている子どもが病気になったときでも休めない場合があり、代わって病気の子どもの世話をする病児保育のニーズが高まっています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安全、安心な施設や保育体制づくりに努めます。

	量の見込み（人日／年）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,037	1,141	1,255	1,381	1,519
確保の方策					
提供体制（か所）					
病児・病後児対応型	2	2	2	2	2
体調不良児対応型	3	3	3	3	3
非施設型（訪問型）	0	0	0	0	0
病児保育事業	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960
子育て支援活動支援事業 （病後児保育） ※定員2名×245日開所	0	0	0	0	0
確保方策 - 量の見込み	923	819	705	579	441

7. 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター） 対象：乳幼児、就学児

子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現在の取り組み状況

事務局を保育課内に設置し実施しています。

量の見込み及び確保の方策

事業の性質上、定員の設定はなく、ニーズには対応できるものと考えます。今後、活動内容の充実により、様々な子育て家族のニーズに対応できる事業とするため、安定した提供会員（育児の支援を行う者）の確保と人材の育成を進めます。また、事業のさらなる周知と、手続き方法など利用者が使いやすい事業とする検討を行い、事業の拡大に努めます。

	量の見込み（実人数）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	431	436	440	444	449
確保の方策					
提供体制（か所）	1	1	1	1	1
利用者数	431	436	440	444	449
確保方策 - 量の見込み	0	0	0	0	0

8. 利用者支援事業 対象：妊婦と子どもの保護者（主に就学前児童保護者）

子どもとその保護者及び妊娠している方に、妊娠・出産・子育ての相談を行います。また、子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報提供・サービスの紹介を行う事業です。

現在の取り組み状況

本市では、妊娠・子育て中の保護者からの相談や事務手続きに対応するため、子育てに関する窓口を一本化して、子ども幸福課において対応しています。

量の見込み及び確保の方策

今後は、子育てパンフレットの発行などによる情報提供を行うとともに、利用者支援事業として、子ども幸福課で実施している利用相談業務に関する専用窓口を整えるなどで対応していきます。

	量の見込み（か所）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所）					
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
確保の方策（か所）					
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策 - 量の見込み	0	0	0	0	0

9. 妊婦健康診査 対象：すべての妊婦（転入者含む）

妊婦健康診査は、安全・安心な出産のために重要であることから、確実な受診を図ることを目的に、妊娠・出産に係る経済的負担を軽減するために妊婦健康診査費用の公費負担を実施する事業です。

現在の取り組み状況

本市では、産科医療機関における妊婦健康診査費用の公費負担を実施しています。

量の見込み及び確保の方策

事業の性質上、すべての妊婦の受診を見込んでいます。引き続き産科医療機関等と連携し、受診体制の確保と定期的受診を勧奨します。

	量の見込み（人回）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ受診者数	5,472	5,328	5,160	4,992	4,824

10. 乳児家庭全戸訪問事業 対象：生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭

生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等に関する支援を行う事業です。

現在の取り組み状況

市内の乳児（生後4か月未満）のいるすべての家庭に対し、訪問指導員や市の保健師が自宅に訪問し、母子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談等、必要な支援を行っています。

量の見込み及び確保の方策

0歳児の将来推計結果から、すべての家庭への訪問を見込みます。引き続き、市での事業実施を予定しており、訪問指導員の委嘱により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

	量の見込み（人）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問乳児数	470	456	444	430	416

11. 養育支援訪問事業 対象：養育支援が特に必要な家庭（妊産婦も含む）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現在の取り組み状況

乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診事業などで把握された養育支援が必要と思われる家庭に、保健師、心理士、家庭相談員等が連携し家庭訪問を行い、養育に関する相談・支援を実施しています。

量の見込み及び確保の方策

利用実績を踏まえ、計画期間においては過去の実績と同等の事業量を見込んでいます。引き続き、子ども幸福課内各係の連携による事業実施を推進することとしており、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから支援が必要な家庭の把握に努めるとともに、家庭相談員・保健師等の配置により、必要な事業量の確保に努めます。

	量の見込み（人）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問延べ件数	615	615	615	615	615

12. 要支援・要保護児童支援事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

現在の取り組み状況

代表者会議は年1回開催、実務者会議は毎月開催しています。さらに、児童相談所、警察、教育委員会等との連携を強化するため、実務者会議には各機関からの担当職員が出席し、解決が困難な事例について検討や情報交換を実施するなど、児童虐待防止対策を実施しています。

また、個別ケースについても、関係機関との検討会議を随時開催しています。

量の見込み及び確保の方策

	量の見込み（回）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要保護児童等対策 地域協議会代表者会議 の開催回数	1	1	1	1	1
実務者会議の開催回数	12	12	12	12	12

13. 実費徴収補足給付事業

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来るとされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

現在の取り組み状況

新制度に移行していない幼稚園において給食を提供している場合、低所得世帯に該当する方を給付対象としています。市内には対象となる幼稚園が無いため、市外にある対象の幼稚園在園児を対象として給付しています。

第5章 子ども・子育て支援施策の展開



基本目標 1 地域における子育て支援の充実

1. 教育・保育サービスの充実

現況把握

◇令和元年10月より開始された幼児教育・保育の無償化の影響や、長引く社会経済の低迷に伴う共働き世帯の増加、就労形態の変化、核家族化の進行などにより、保育需要は増加傾向にあるとともに、多様化しています。一方で、少子化を踏まえた将来的な需要を考えていく必要があるため、必要に応じた通常の保育の量的な確保を行うとともに、一時保育、時間外保育、病児・病後児保育など、多様化する保育需要への対応が課題となっています。

◇安心して子育てと仕事の両立ができるように、受け入れ体制の弾力化に加え、利用しやすい保育サービスの提供、サービスの質的向上を図ることが必要になります。

施策の方向

- ◆保育需要に対応した適正なサービス量を確保します。
- ◆保護者の就労形態の多様化や、疾病、育児疲れの解消等の理由による多様な保育需要の高まりに対応するため、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。
- ◆公立保育園の統合や民営化等を推進します。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
通常保育事業の充実	保護者の労働や疾病などにより、保育を必要とする乳幼児を保育園等で預かることにより仕事と家庭の両立支援を図ります。 産後休暇及び育児休業明けなど、出産後も働き続けることができるよう乳幼児保育事業の充実を図ります。	保育課
延長保育事業の充実	保護者の勤務形態の多様化等に対応するため、通常の保育時間を超えて児童を預かる延長保育事業の充実を図ります。	保育課
休日保育事業の推進	日曜・祝日等の保育需要に対応するため、休日保育事業の実施に努めます。	保育課
夜間保育事業の推進	保護者の就労などにより、延長保育時間を超えて保育を必要とする夜間保育事業の実施に努めます。	保育課
特別支援保育事業の充実	集団保育が可能な障害児を通常保育の中で健常児とともに保育できるよう受け入れ体制の充実を図ります。	保育課

事業名	事業内容	担当課
一時預かり事業の充実	保護者のリフレッシュ、疾病、冠婚葬祭等により、一時的に保育が必要になる児童を預かる一時保育事業の充実を図ります。	保育課
特定保育事業の推進	パート就労や介護のため、週2、3日又は、午前か午後のみなど必要に応じて利用できる特定保育事業の実施に努めます。	保育課
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の推進	保護者等の仕事が夜間になり、子どもの保育が困難な場合に預かるトワイライトステイ事業の実施に努めます。	子ども幸福課
子育て短期支援事業（ショートステイ）の推進	一時的に家庭で養育できない子どもを短期間預かるショートステイ事業の実施に努めます。	子ども幸福課
病児保育事業（病児・病後児・体調不良児対応型）の充実	病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行うことで、安心して子育てができる環境整備に努めます。	保育課
認定こども園預かり保育事業の促進	通常の保育時間終了後も園児を保育する預かり保育など、認定こども園における1号認定こどもの子育て支援の取り組みと促進に努めます。	保育課
認定こども園における地域子育て推進事業の促進	地域の子どもたちに、認定こども園の園庭・園舎の開放や、親子交流事業など、認定こども園における子育て支援の取り組みと促進に努めます。	保育課
教育・保育施設等の整備	計画に基づく人口推計や利用希望をふまえ、受け入れ基盤が不足する場合は、必要最小限の整備を行います。公立保育園については、市内の需要量の定数調整施設としての位置づけも踏まえながら、統合や民営化等を推進していきます。	保育課

2. 地域における子育て支援サービスの充実

現況把握

- ◇核家族化が進行し、家庭での育児力の低下や近所付き合いの希薄化による子育て家庭の孤立などの問題が懸念されます。
- ◇子育ての負担感軽減や子育て家庭の孤立防止を目的として、子どもとその保護者の居場所づくり、交流の場としての子育て支援センターの運営や、子育て情報の発信、子育て世代包括支援センター（子育てコンシェルジュ）をはじめとした子育て・育児相談を実施しています。
- ◇核家族化の進行や親世代の高い就労意欲、就業形態の多様化、価値観の多様化などにより、多様な質・量両面の適切な子育て支援サービスが求められています。

施策の方向

- ◆身近な場所で子どもと一緒に遊んだり、気軽に子育てに関する話ができ、保護者が「ほっ」とできる場の提供と、さまざまな機会を通じて子育てに関する正しい知識の普及を図るとともに、いつでも気軽に相談できる場の提供に努めます。
- ◆子育て中の親同士が気軽に交流できる場や機会の提供に努めるとともに、きめ細かな子育て支援に向け、子育て支援活動の充実とネットワークづくりを推進します。
- ◆インターネットなど各種情報媒体を活用し子育て情報の発信に努めます。
- ◆就労中または就労を希望している保護者の多様なニーズに応え、通常保育の拡充とともに、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
ファミリーサポートセンター事業の充実	子育ての援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育園への送迎、一時的な預かり保育等を行うファミリーサポートセンターの充実を図ります。	保育課
子育て支援センター事業の充実	指導員による子育てに対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、子育て家庭に対する育児支援を推進します。	保育課
つどいの広場事業の充実	地域の協力を得て、子育て中の親子が気軽に相談や交流ができるつどいの広場事業の充実を図ります。	保育課
子育てサロン事業の充実	子育て中の親子が気軽に訪れ、子育て相談や情報交換・親子交流などを行う子育てサロンの充実を図ります。	保育課
子育て支援情報の充実	新生児訪問や乳幼児健診、担当窓口等において、子育て支援に関するパンフレットを配布するとともに、子育てに関して必要と思われる情報の提供に努めます。あわせて、市のホームページにおける子育て支援情報の充実を図ります。	子ども幸福課

事業名	事業内容	担当課
子育てに関する意識啓発	核家族化の進行や就労する母親の増加等の中で、子育てを地域で支えていくという意識の醸成を図るため、様々な機会を通して子育てに関する意識啓発に努めます。	子ども幸福課
子育て支援ネットワークづくり	地域での子育て支援を行う体制づくりをめざし、子育てサポーターの養成やNPO法人の活用等による子育て支援ネットワークづくりを推進します。	保育課

3. 地域における子どもの活動の場や機会の確保

現況把握

- ◇核家族化や共働き世帯の増加など就労形態の変化により、保育需要は就学前の児童に限られたことではなく、放課後や夏休み等の長期休業期間の小学生においても高まっています。
- ◇放課後児童健全育成事業について、今後も共働き世帯の増加などが予測されるため、より多くのニーズが見込まれます。

施策の方向

- ◆子どもたちが安心して遊べる場、集まる場、交流できる場の充実に努め、地域で活動することの楽しさを体感できる機会の充実に努めます。
- ◆次代の担い手である子どもが健やかに成長し、また親が子育てを通して成長していけるよう、学校や家庭、地域における学習機会や活動の場の充実、教育環境の向上を図るため、関係機関による共有ネットワークづくりを進めます。
- ◆共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、施設・体制づくりを検討していきます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実	放課後や夏休み等の長期休業中に、昼間、家庭に保護者のいない児童の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業の充実を図ります。	保育課
地域活動における世代間交流	自治公民館、子ども会育成会などにおける地域のスポーツ活動、伝統行事の伝承等を通じ、世代を超えた交流を促進します。	生涯学習課
中高生の職場体験を通じた乳幼児とのふれあい支援	保育園や幼稚園などにおいて、中高生が乳幼児とふれあう機会となる職場体験を支援します。	学校教育課

4. 経済的負担の軽減

現況把握

- ◇妊娠・出産から、日々の子どもの成長を見守ることで、子どもを持つこの上ない喜びを感じている反面、子育て世帯、保護者はその子どもたちが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安が大きくなっています。
- ◇令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始されたことに伴い、必要に応じた事業の見直しを行ったうえで、本市では、児童手当の支給をはじめ、保育園における保育料の軽減、小中学校での給食費の補助などの各種援助、医療費や予防接種費用の助成などを実施しています。
- ◇本市の厳しい財政状況の中において、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向けた経済的支援を、いかに効果的に実施できるかが課題です。

施策の方向

- ◆安心して子どもを産み育てることができる経済的支援体制の確立に努めます。
- ◆少子化への対応や健全な児童の育成のため、適正な経済的支援に努めます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
教育・保育施設の利用者負担額の軽減	教育・保育施設の利用者負担額を国の基準より軽減して設定します。	保育課
各種手当の支給・医療費等の助成	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、子宝祝金等の支給やこども医療費、ひとり親家庭医療費、妊産婦医療費等の助成により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	子ども幸福課 福祉課
難病患者等福祉手当の支給	栃木県では、難病患者等への各種医療費助成制度※を実施しており、市ではそれら制度における受給者証を交付された者に対して、独自の難病患者等福祉手当を支給します。 ※20歳未満：「小児慢性特定疾病医療費助成制度」 20歳以上：「難病医療費助成制度」、「特定疾患治療研究事業」及び「先天性血液凝固因子障害等研究事業」	福祉課
公設学童保育館の保育料減免	公設の学童保育館利用者のうち複数の児童が同一施設を利用している世帯に対し、保育料の多子世帯減免を実施します。	保育課
教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、新制度に移行していない幼稚園を利用する保護者が支払うべき食事の提供に要する費用等について助成する事業です。	保育課
小中学校の給食費の補助	小中学校に就学する児童・生徒の給食費の一部を助成します。	教育総務課
予防接種費用の助成	定期予防接種費用の全額助成の他、任意接種のうち市が行政措置として行う法定外予防接種について、費用の一部助成を継続して実施します。	健康政策課

基本目標2 親と子どもの健康確保・健康づくり

1. 安心して出産できる環境づくり

現況把握

- ◇妊娠・出産期は、母親の心身に大きな変化をもたらす時期であると同時に母性や父性を育てる時期です。また、子どもにとっては、母体を通して栄養を与えられ、様々な刺激を受け、人間として必要な機能が形成される大切な時期です。
- ◇妊娠・出産期においては、妊婦は定期健診をしっかり受け体調管理に努めるとともに、夫婦、家族は出産育児の知識や技術を身につけ、父親・母親になるという意識を持つことが重要です。
- ◇働く女性の増加、晩婚化、晩産化などにより、高齢出産等のハイリスク妊婦が増えつつある中で、妊娠中の健康管理及び出生後の育児支援の充実が必要となっています。

施策の方向

- ◆妊娠届出時の相談面接に重点を置き、妊婦健診や妊娠中の健康管理等に関する情報提供を行うほか、妊娠前からの啓発についても検討していきます。
- ◆個別に支援が必要な妊婦への訪問指導等、きめ細やかな対応により、安心して出産育児ができるよう支援に努めます。
- ◆大田原市母子保健計画「愛あいプラン」に基づき、安心して出産できる環境の確保に努めます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援（子育て世代包括支援センター）	妊娠届をスタートに、妊娠・出産・子育て期にわたって、子育てコンシェルジュや保健師が支援します。また、産後（2週間、1か月）健診の実施により、産後うつや虐待の予防に努めます。必要に応じて、産前・産後サポート事業、養育支援ヘルパー派遣事業、産後ケア事業のサービスを提供します。	子ども幸福課
妊婦訪問・相談の充実	地域の産科病院と連携し、若年妊婦、高齢妊婦等のハイリスク妊婦に対し訪問、相談を行い、出産、育児に対する不安の解消に努めます。	子ども幸福課
不妊治療に対する支援	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するとともに、少子化対策の推進を図るため、不妊治療費の一部助成を継続して実施します。	子ども幸福課
マタニティマークの周知・啓発	母子健康手帳とともに、マタニティキーホルダー等を配布することにより、交通機関での座席の譲り合い、受動喫煙防止等、周囲の人達が妊産婦にやさしい環境づくりに参加できるよう、マタニティマークの周知・啓発に努めます。	子ども幸福課

2. 子どもや母親の健康の確保

現況把握

- ◇子どもを安心して生み育てるためには、子どもはもちろん親の健康管理も重要です。
- ◇幼い頃からの生活習慣が、成長していく過程で大きな影響を与えるため、食生活をはじめ、運動習慣や規則正しい生活など、親子で好ましい生活習慣を築いていくことが大切です。
- ◇健康に関する保健分野においては、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、育児相談など妊娠中からの母子の健康管理や相談指導事業をはじめとする様々な母子保健事業を実施しています。
- ◇食に関すること自体への関心が低い保護者がいる一方で、子どもの発達への見通しとそれに合わせた食の進め方に不安を抱えている保護者が増えています。生涯にわたって健康な生活を送るためには、食事は重要であり、また食は人間形成と家族の関係づくりの基本でもあることから、食への関心向上と望ましい食習慣を身に付けていくことが大切です。
- ◇3歳児健診や小児生活習慣病予防健診の受診率は高いものの、精密検査については受診率が低いことが課題です。
- ◇感染症予防対策として、予防接種が効率的に行われるように普及啓発を図り、接種率の向上に努めています。

施策の方向

- ◆大田原市母子保健計画「愛あいプラン」に基づく、妊娠期からの成長段階に応じた母子保健事業を推進します。
- ◆きめ細かな対応により、親の育児不安の軽減や育児の孤立化を防止します。
- ◆母子保健、医療、教育、福祉分野の連携と相談体制の充実を図ります。
- ◆乳幼児期からの正しい食事の取り方や安全・安心な食生活、望ましい食習慣の定着を図るため、食に関する学習の機会や情報の提供に取り組みます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
産婦新生児訪問の充実	家庭訪問により、出産後の母体管理、乳幼児の発達の状態、育児不安解消など状況に応じた保健指導の充実を図ります。	子ども幸福課
新生児聴覚検査事業	新生児の聴覚障害を早期に発見し、医療・療育につなげることを目的として、大田原市に住所のある生後3か月未満の新生児を対象に、5,000円を上限に公費助成をします。	子ども幸福課

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健診と相談・家庭訪問等による母子の健康づくりの推進	乳幼児健康診査・相談・家庭訪問等により、母子の健康管理や育児上必要な事項について助言し、育児不安を解消することで、より良い育児ができるよう支援を推進します。	子ども幸福課
小中学生の健康診査・相談の充実	保健・医療・福祉・教育など関係機関の連携により、小中学生の健康の保持、増進を図ります。	学校教育課
小児生活習慣病予防健診と事後指導の充実	市内の小学校5・6年生、中学校1・2・3年生を対象に小児生活習慣病予防健診を実施し、学校保健と連携した、事後指導・健康教育等を実施し、小児期からの生活習慣病予防に取り組みます。	子ども幸福課
フッ化物洗口事業の推進	市内すべての小中学校において、フッ化物洗口、むし歯予防講話等を実施し、歯科保健向上のための対策を推進します。	子ども幸福課 学校教育課
健康づくりリーダー連絡協議会等の活動推進	乳幼児期からの生活習慣病予防を視点に、行政と協働で地域の健康づくりに主体的に取り組む「健康づくりリーダー」の育成に努めます。また、その活動として、個別の環境に応じて、子育て支援を必要とする世帯が多数存在することを理解し、地域での支援を実践します。	健康政策課 子ども幸福課
市民健康診査	子育てする親が健康であるために、年齢に応じた健診の受診機会を提供し、生活習慣病の予防や、がんの早期発見に努めます。	健康政策課
予防接種の推進	感染症予防対策として、定期接種及び市が行政措置として行う法定外予防接種の理解促進を図り、予防接種の推進に努めます。	健康政策課
発達に問題を抱える子どもへの支援の充実	発達に問題を抱える子どもに対し、その子の特性に合わせた適切な支援を継続的に推進し、さらに支援の充実を図るため、国際医療福祉大学をはじめ関係機関との連携強化に努めます。	子ども幸福課 学校教育課
食育の推進	乳児期の授乳、離乳食の指導からスタートして、保育園等や学校での給食への取り組みの充実（旬を知る、安全な食材、地場産物の活用）をはじめ、食に関する学習や情報提供に取り組みます。	子ども幸福課 学校教育課 教育総務課 生涯学習課 農政課
食育教室の充実	乳幼児期や保育園等の園児を対象とした食育教室において小児生活習慣病の予防対策を図り、バランスの取れた食事の指導・改善に取り組みます。	子ども幸福課 保育課

3. 小児医療の充実

現況把握

- ◇少子化が急速に進む中、子どもの健やかな成長を支援するとともに、安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境をつくるためには、小児医療体制の充実と、それに応じた医師の確保が必要となります。
- ◇子どもには、急な体調の変化や突然のけがなど、救急の対応が必要な場合が多く起こります。これに対応するため、休日や夜間の救急医療の整備及び充実が必要になります。
- ◇関係機関との連携による小児救急医療体制の充実を図るとともに、緊急時の対処法や、病気やけがなどの防止に関する啓発及び情報提供に努めてきましたが、今後も一層の充実が必要です。

施策の方向

- ◆地域の医療機関と連携しながら、子どもへの医療サービス体制の整備・充実を図ります。
- ◆家庭における病気やけが等への初期対応能力の向上を図ります。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
小児医療体制の充実	県、近隣自治体、医療機関との連携・協力を図り、小児初期・二次・三次の小児救急医療体制の充実に努めます。また、急な病気やけがに備えて、小児救急を含めた「適正受診ガイド」チラシを作成し、広く配布し周知を図ります。	健康政策課
病気や事故への適切な対応	子育て支援施設や各種健康診査の場などにおいて、子どもの急な病気や不慮の事故の際の対応について、事故防止パンフレットの配布や講習会等を開催します。	子ども幸福課

基本目標3 支援が必要な子どもや家庭への支援

1. 児童虐待防止対策の充実

現況把握

- ◇児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感、日常生活におけるストレス、地域における子育て家庭の孤立化からくる子育て機能の低下などが複雑に関与しています。
- ◇本市では、子どもへの虐待を防止し、健全な心身の成長を育むため、児童虐待の予防や早期発見・早期対応など総合的な支援が図れるよう、子ども家庭総合支援拠点に資格を有する専門職員を配置し、地域の関係機関や団体の代表者などで構成する要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関等との連携により、地域全体が一体となって、児童虐待の防止に取り組む体制整備に努めています。
- ◇親子を地域から孤立させないよう、地域の見守りに加え、交流や相談できる場の充実が一層求められています。

施策の方向

- ◆要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携して虐待の早期発見・予防に努めます。
- ◆関係機関を対象に児童虐待研修を開催し、虐待の早期発見に対応できるよう努めます。
- ◆地域の見守りによる児童虐待の発生予防や早期発見について、積極的に働きかけていきます。
- ◆養育支援の必要な子ども、保護者、妊産婦についても、各機関の機能に応じた役割分担を行い連携して、有効な支援を積極的に図っていきます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
児童虐待防止ネットワークの充実	教育・福祉・医療・警察などの関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」を活用し、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、特定妊婦に対する支援の充実に努めます。	子ども幸福課
児童虐待防止のための普及、啓発	広報誌、ホームページ、ポスター等を通して児童虐待未然防止等の周知、啓発を図ります。	子ども幸福課
相談体制の充実	児童相談等の受理機関を市が担い、家庭相談員等の相談体制の強化・資質向上に努めます。	子ども幸福課

2. 障害児やその家庭への支援施策の充実

現況把握

- ◇すべての子育て家庭が、穏やかで安定した暮らしの中で子育てしていくことが可能となるよう社会的な支援体制を充実する必要があります。
- ◇本市では「大田原市障害者福祉計画」、「大田原市母子保健計画（愛あいプラン）」に基づき、乳幼児健康診査や保健指導などでの障害の早期発見から、早期療育支援に努めるとともに、特別支援教育支援員を配した小中学校における特別支援教育など、障害児施策を展開しています。
- ◇障害や発達に特別な支援が必要な子どもが、身近な地域で安心した生活を送るためには、障害に対する理解を深めるとともに、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制が必要となります。

施策の方向

- ◆社会参加と自立を促進するため、発達段階や障害の程度に応じた療育・教育環境を確保します。
- ◆関係機関との連携により早期発見、早期療育に取り組みます。
- ◆障害児を持つ保護者や家庭の負担の軽減を図ります。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
相談・指導・支援の充実	関係機関の連携により障害児の相談・指導・療育の充実を図ります。	福祉課 学校教育課
生活支援の充実	在宅の障害児が療育訓練を受けられるよう、児童デイサービス事業等の充実及び施設で短期間預かるショートステイ事業等の生活支援の充実を図ります。	福祉課
社会参加への促進	福祉サービスの利用や関係機関との連携により就労や外出等ができるよう支援しています。	福祉課
放課後児童健全育成事業における障害児や特別な配慮を必要とする児童の受け入れ推進	放課後児童クラブにおいて、障害の程度に応じた児童の受け入れ、虐待やいじめを受けた等、特別な配慮を必要とする児童の受け入れを推進します。	保育課

3. ひとり親家庭への支援

現況把握

- ◇母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭について、一時期の増加傾向から横ばいに転じてはいますが、今後も必要に応じた支援が重要となります。特に母子家庭については、子育てをする上で経済的に不安定な状態である場合も多く、また身近に相談相手がないなど、家庭生活において多くの問題を抱えている場合があります。
- ◇本市では、現在、母子家庭や父子家庭の子どもの健全な育成を図るため、母子・父子自立支援員を配置して相談体制を確立し、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置いた、経済的支援を行っています。
- ◇母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭からの相談件数は増加傾向にあり、相談内容についても複雑化しています。

施策の方向

- ◆自立に向けた支援や相談体制の充実を図ります。
- ◆親子の暮らしの安定を支援するため、児童扶養手当等の経済的な援助制度の普及に努めます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
県及び母子寡婦福祉団体との連携の推進	県及び母子寡婦福祉団体と連携し、自立・就業のための各種講習会、一般・専門（弁護士）相談、日常生活支援事業等ひとり親家庭に対するきめ細かな支援策の展開に努めます。	子ども幸福課
就業支援の推進	ひとり親家庭の経済的な自立を可能にする就業機会を確保し、早期自立を支援するため、公共職業安定所や地域職業訓練センター等と緊密に連携し効果的な就業支援を図ります。	子ども幸福課
相談体制と情報提供の充実	子育てや生活、就労など、さまざまな分野の窓口として、母子・父子自立支援員を配置し、相談体制の充実を図ります。また、福祉施策・制度について関係機関と連携し情報提供に努めます。	子ども幸福課

4. 外国籍の家庭や外国につながる子どもへの支援

現況把握

- ◇本市における外国籍の人口は、平成27年4月から平成31年4月までの4年間で約11.1%増加しています。
- ◇本市の総人口に占める外国籍の人口の割合は1.5%であり、全国及び栃木県と比べて高くないものの、安心して学校生活を送ったり、必要な支援を適切に受けたりできるよう配慮する必要があります。
- ◇市役所では、外国籍の方の手続きや相談を円滑に行えるよう、対策を講じています。

施策の方向

- ◆外国籍の方が、生活に関する情報を取得できる機会を提供します。
- ◆日本語の理解が十分でない外国籍等の児童生徒に対し、日本語の習得や支援のために、県が指定した外国人児童生徒教育拠点校に相談員を配置します。
- ◆日本語を母語としない方へのボランティア活動を行う団体を支援します。
- ◆外国籍等の保護者からの子育てに関する相談に応じられるよう、外国語に対応できる体制を整えます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
外国籍の家庭への行政サービス情報の提供	ホームページが6か国語に対応しており、外国人が安心して暮らせるよう、多言語による行政サービス情報の提供を行っています。	情報政策課
窓口における外国語対応	主要窓口へ翻訳アプリをインストールしたタブレット端末を配置しています。通知等の文章の翻訳や会話に利用します。	情報政策課
外国籍の妊婦への支援	外国人の妊産婦へ配布できる数種類の外国語版の母子手帳を準備しています。	子ども幸福課
日本語指導職員派遣	県が指定した外国人児童生徒教育拠点校に相談員を配置し、日本語教育の充実を図っています。	学校教育課
ボランティアによる日本語指導の支援	大田原国際交流会と連携し、必要に応じてボランティアによる日本語指導を行うなどの支援をします。	政策推進課
相談体制の充実	大田原国際交流会及び黒羽国際交流会が窓口となり、相談内容に応じたスタッフ・ボランティアによる対応や、より専門的な機関等を紹介するなどの取り組みを行います。	政策推進課

基本目標4 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

1. 家庭や地域の教育力の向上

現況把握

- ◇子どもを健やかに育てていくためには、地域ぐるみで子どもを見守ることが大切です。そのためには、子どもに関わる家庭、学校、地域の連携を強化し、親同士が交流を深め、地域の子どもの問題や子育てについての情報を交換し合い、子どもたちが活動しやすい環境を整えることが必要です。
- ◇居場所づくり、多様な体験機会の創出などの取り組みの継続、拡大に努めるとともに、特に家庭や地域の教育力の向上を図ることで、子ども、親、地域が一体となった健全育成環境をつくる必要があります。

施策の方向

- ◆子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供に努めます。
- ◆地域の教育力の向上を図るため、学校と地域の交流拡大や地域の人材発掘と活用に努めます。
- ◆子どもの学習に取り組む意欲を育みます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
家庭教育に関する学習機会の充実	子どもの発達段階に応じた家庭教育の意義と役割について、保護者自身が学習する機会の充実及び情報提供に努めます。	生涯学習課
地域における指導者の活動推進	地域での子育て支援に携わる「家庭教育オピニオンリーダー連絡会」の活動の推進を図ります。	生涯学習課

2. 「生きる力」を育む学校教育の推進

現況把握

- ◇情報技術の急速な進展や価値観の多様化、少子化や核家族化の進行により、従来、子どもが地域や家庭での生活体験から体得すべき倫理観や規範意識が醸成されにくい状況となっています。
- ◇幼児期の教育から義務教育へのスムーズな移行が求められています。
- ◇基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とそれらを活用する学習活動の充実、学習意欲や思考力、判断力、表現力等を育成することが求められています。
- ◇情報通信技術（ICT）を取り入れ、より豊富なデジタル教材を活用することにより、一人ひとりの能力や特性に応じた学び（個別学習）、子ども同士が教え合い学び合う協働的な学び（協働学習）を推進しています。
- ◇少人数授業や総合的な学習の時間、外部人材活用等による多様なプログラムを積極的に取り入れることにより、学校教育におけるきめ細やかな指導を進め、児童生徒の知識・技能・体力の向上を図っています。
- ◇子どもに安全で豊かな学校環境を提供するため、「大田原市立小中学校再編整備に関する答申」に添った学校施設の整備を進めています。
- ◇いじめや不登校、少年少女による凶悪犯罪の発生などが社会問題化してきており、改めて子どもとの関わり方が問い直されています。

施策の方向

- ◆豊富な体験活動をはじめ、教育活動全般を通して人間性や社会性を培うことによる「人格の完成」に向けた取り組みを推進します。
- ◆国際化・情報化などの急激な社会の変化にも主体的に対応できる力を身につけた児童生徒の育成を図ります。
- ◆生涯にわたる人間形成の基礎を培うために重要な幼児期においては、子どもの一人ひとりに応じたきめ細やかな支援にあたります。
- ◆幼児期の教育から義務教育への円滑な移行を図るため、幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、家庭及び関係機関相互の連携や全体のネットワークを強化します。
- ◆いじめや不登校などに対する子どもからの相談に適切に対応できる相談体制の充実を図ります。また、各校に配置された相談員の横断的連携の強化や関係機関等との連携による相談・支援体制の充実を図ります。
- ◆行政関係機関、PTA等の地域住民の連携、協力により、子どもにとっての良好な環境づくりを目指します。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
豊かな人間性の育成	子どもの発育・発達段階に適した体験的学習活動等により、協調、思いやる心、感動する心を育めるように道徳教育、福祉教育、人権教育等を通して豊かな人間性の育成を図ります。	学校教育課
確かな学力の向上	子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくため、きめ細やかな学習指導とICT機器の導入により個別学習・協働学習の推進を図り、確かな学力と学ぶ意欲の向上に努めます。	学校教育課
健やかな身体の育成	生涯にわたり運動やスポーツを実践する資質や能力を身につけ、健康なライフスタイルを確立できるよう保健教育、安全教育、食育等を通して健やかな身体の育成を図ります。	学校教育課 スポーツ振興課 保育課 健康政策課
幼児教育の充実	幼児期にふさわしい教育環境を整備するため、幼児教育に携わる教職員の資質の向上を図る研修を充実させるとともに、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校間の連携の推進を図ります。	保育課 学校教育課
青少年の健全育成の推進	書店やゲームセンター等への立ち入り調査を実施し、青少年が有害情報に巻き込まれないような環境づくりに努めます。	学校教育課
適応指導教室の充実	不登校や学校不適應傾向にある児童生徒の精神の安定を図り、自立を促し学校生活に適應できるよう適応指導教室の一層の充実に努めます。	学校教育課
スクールカウンセラーの活動推進	家庭環境や学校での不適應により、精神的に不安定になった児童生徒に対し、カウンセラー等が学校訪問をし、対話を通じて一人ひとりの心のケアを図る体制を充実させます。	学校教育課
思春期保健対策の充実	小学校6年生、中学校1・2・3年生に対し、助産師による思春期教室を実施し、命の大切さ、豊かな父性、母性を育み、思春期において、子どもが健やかに成長できるよう支援します。	子ども幸福課 学校教育課

基本目標 5 子どもや子育て家庭を支援する生活環境の整備

1. 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

現況把握

- ◇女性就業率について、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」は、改善の傾向がみられますが、女性の社会進出が進み、共働きの家庭が増えているなかで、結婚や出産によって退職を余儀なくされたり、再就職が困難となることのないよう、今後も環境の整備が重要となります。
- ◇本市の女性就業率は、平成27年には30歳代での一時的な減少がなくなり、7割以上を保っています。
- ◇結婚や出産しても働き続けることができ、職業生活と家庭生活を両立していくために、これまでの仕事優先であった働き方を見直す（ワーク・ライフ・バランス）とともに、女性に集中していた育児や家事の負担を家族で協力していく体制づくりや、職場での理解と協力などが必要となっています。
- ◇育児や家事、行事参加のための休暇取得、定時帰宅、早退などを子育て家庭の労働者が気後れすることなく実行できる環境、また、雰囲気づくりが求められており、そのための制度づくりや職場と家庭の理解と協力の啓発が必要です。
- ◇今後も、働き方改革などを通じて、働き方の見直しに係る企業等への啓発活動、男性の育児参加などを進めていく必要があります。

施策の方向

- ◆子育てと仕事が両立できるような職場環境づくりを促進します。
- ◆出産、子育てのために退職した女性の再就職の支援に努めます。
- ◆各種セミナーの開催、啓発資料の配布、子育てについて男女で学ぶ機会の提供により、男女が家庭における責任を共に担うことの意識を促します。
- ◆父親も子育て、家事に参加しやすい環境づくりに努めます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画意識の醸成	家庭、地域、職場等において、男女共同参画意識の浸透が図れるよう努めるとともに、男女共同参画社会形成の講座や講演会等の開催及び情報提供に努めます。	政策推進課
父親の育児参加への推進	妊娠届や健診時の面接において、父子手帳等の配布や面接相談を通して育児への積極的参加を推進します。	子ども幸福課
就業環境の整備促進	事業主に子育て支援体制の必要性についての啓発を行うとともに、育児休業制度等の周知を働きかけます。	商工観光課

事業名	事業内容	担当課
再雇用制度の促進	妊娠・出産・育児等を理由に退職した人の再就職を支援するための情報提供を行うとともに、事業主に対する再雇用制度の周知を働きかけます。	商工観光課
特定事業主行動計画の推進	市職員における育児及び就学前児童への養育等のため、仕事と子育ての両立できる環境づくりを推進します。	総務課

2. 子どもの安全の確保

現況把握

- ◇近年では、子どもが被害者となる事件や事故が多発しており、子どもの安全の確保が重要課題となっています。
- ◇子どもの交通事故を未然に防ぐため、交通事故防止のための看板の設置や学校等への横断旗の配布、歩道の整備など、より良い交通環境の整備を進めています。
- ◇交通教育指導員による子どもや保護者を対象とした交通安全教育や交通一般指導員による通学路での登校時の立哨指導を実施しています。
- ◇自主防犯活動団体による防犯活動や子どもの下校時に合わせた防犯パトロール活動の実施、メールによる防犯情報の配信や市ホームページへの掲載などを実施しています。
- ◇子どもの安全を確保するために必要となる事件、事故、不審者等に関する情報を、市民の隅々まで行き渡らせることができるよう警察や学校、自治会、その他各種防犯組織等により構築されたネットワークをより積極的に活用していくことが求められます。
- ◇子どもの安全確保を徹底するために、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を効果的に活用するなど、さらなる人材確保が必要となります。

施策の方向

- ◆子どもや保護者を対象に、学校や幼稚園、保育園、認定こども園での交通安全教育の実施を推進し、子どもの交通事故防止に努めます。
- ◆子どもの登下校時の交通事故防止に努めます。
- ◆自治会、地域住民、行政、その他関係機関や関係団体などが連携して、地域ぐるみの防犯体制を推進します。
- ◆不審者情報など、いち早く関係機関に周知する必要があるものについては、情報の迅速性を高めます。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
こども 110 番「あんしん家」の協力推進	地域の協力によって設けられた「あんしん家」が不審者に対して抑止力になっているため、今後も「あんしん家」と学校・警察等が連携、協力して子どもの安全確保に努めます。	学校教育課
地域での見守り体制の充実	学校・PTA・地域ボランティアなどの街頭指導・防犯パトロール活動のより一層の充実を図ります。	学校教育課 危機管理課

事業名	事業内容	担当課
交通安全教育の推進	子どもが悲惨な交通事故に遭わないよう、学校や幼稚園、認定こども園、保育園等で交通教育指導員による交通安全教育の実施を推進します。また、児童等に交通安全教育冊子を配布し、意識啓発に努めます。	危機管理課 学校教育課
保護者に対する広報啓発	子どもを交通事故から守るための保護者に対する広報啓発を、広報媒体を通じて実施します。また、交通安全母の会による街頭指導や広報啓発活動を実施します。	危機管理課
未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保	認定こども園、保育園等と警察、道路管理者が連携して、在園施設の乳幼児がお散歩で日常的に移動する経路の点検を実施します。	保育課 道路課 危機管理課

3. 子育てを支援する生活環境の整備

現況把握

- ◇生活の賑わいや潤いを生み出す都市環境の形成を図るとともに、子どもや妊産婦をはじめ、高齢者や障害者を含むすべての人が安心して歩ける道路や利用しやすい公園をはじめとする公共施設等の整備、維持管理を進めています。
- ◇少子化の時代にあって、まちづくり全般において子どもの視点、子育て家庭の視点での取り組みがなされ、まち全体で子育てを応援する気風の醸成が求められています。
- ◇子どもから高齢者まで、多世代家族が支えあって、家族で子育てを支援する住宅環境の整備を推進しています。
- ◇本市は、路線バスとデマンド交通により地域公共交通の確保維持を行っていますが、通学以外の利用者が少なく、自家用車の利用割合が高いため、「くらしの足」と「おでかけの足」を支える公共交通をつくるのが課題です。
- ◇大田原市空き家利用子育て世帯家賃補助金について、市の空き家バンクに登録される賃貸物件が少ないため、対象世帯が制度を利用しにくいのが課題です。

施策の方向

- ◆子どもや子育て世代にやさしい生活環境の整備に努めます。
- ◆子どもや子どもとの外出にも安心して利用できる公共交通機関の利便性の向上に努めます。
- ◆三世帯同居のための住まいづくりを支援します。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
歩道等のバリアフリー化	子どもが安全で安心して通行することができる道路環境を確保するため、歩道の設置を始め、歩道の段差の解消や通学路の改良など道路の整備を推進します。	道路課
ユニバーサルデザインの推進	公共施設のユニバーサルデザインの取り組みを推進します。	建築住宅課 都市計画課
子育てにやさしい環境の整備	公共施設、公園等において、子育て家庭が安心して利用できる施設の整備を推進します。	建築住宅課 都市計画課
公共交通機関の充実	子どもや子どもとの外出にも安心して利用できる公共交通機関の利便性の向上に努めます。	生活環境課
三世帯同居のための住まいづくりの推進	三世帯同居のための住宅を建築する場合の費用の一部を助成することにより、多世代同居による子育てを支援します。	建築住宅課
子育て世帯の定住促進	空き家等情報バンク制度を利用して賃貸借契約を締結した子育て世帯に対して、その家賃の一部を補助することにより、空き家の有効活用と子育て世帯の定住等を促進し、地域の活性化を推進します。	都市計画課

4. 家族づくりの支援

現況把握

- ◇本市の婚姻件数は減少傾向にあり、未婚率は男女ともに年々上昇している現状にあります。
- ◇未婚化、晩婚化は子どもの出生数の減少の要因となり、少子化を進めることとなります。
- ◇社会・地域全体で結婚に対する理解と認識を深め、結婚したいと思う男女が結婚しやすくなるよう、出会いや交流の場づくりが求められています。
- ◇未婚男女が結婚し、家族を形成しやすくなる環境の整備が求められています。

施策の方向

- ◆結婚を希望する独身男女の出会いの場を提供し、結婚にいたる支援を進めます。
- ◆結婚支援により独身者の結婚促進と定住促進を推進します。

■具体的な取り組み

事業名	事業内容	担当課
出会い支援事業	独身男女の出会いイベントを開催する婚活マスターまたは団体に、イベントの経費を助成しています。	政策推進課
婚活マスター認定事業	結婚を希望する独身男女の出会いから成婚に至るまでをボランティアで支援してくださる方を、大田原市婚活マスターとして市長が認定しています。	政策推進課

第6章 計画の推進に向けて



第1節 推進体制の充実

1. 推進体制の充実

子ども・子育て支援施策を総合的に推進するため、保育課・子ども幸福課を中心に庁内各部門の連携体制を確保します。また、子どもや子育て支援に関わる保健・医療・福祉、教育分野や所管課のネットワークの構築を進め、地域ぐるみで推進します。

2. 子ども・子育てをみんなで支える協働体制づくり

この計画の実現に向けては、行政はもちろんのこと、地域団体や企業、家庭等がそれぞれに役割を分担して、連携・協力していくことが大切です。

市民一人ひとりが積極的に子ども・子育て支援に関わりを持つことはもちろん、市外の人でも仕事やボランティアなどで市に関わりのある人を市民としてとらえ、地域社会全体で子どもの健やかな成長を温かく応援する協働体制づくりを推進します。

■行政の役割

子ども・子育て支援について広く市民に知らせるとともに、国や県、地域団体や家庭等と連携・協力を図りながら、実施主体として計画を推進します。

■地域の役割

子どもの見守りや、様々な子どもや子育て家庭を対象とした事業に積極的に関わりをもち、ボランティア活動、NPO活動などへの参加の拡大を図っていきます。

■家庭の役割

子育ての基本は家庭であるとの基本認識のもとに、子どもをひとりの人格をもった人間として尊重し、しつけ、子育てを男女が協働して行います。

3. 計画の評価

毎年、定期的に計画の進捗状況を把握し、年度ごとの関連事業の進捗状況を踏まえつつ、取り組みを評価していきます。

また、計画年度において、社会情勢等を考慮した上で、最新の資料・情報に基づき事業の点検と評価を行います。

第2節 教育・保育の一体的提供と体制の確保

1. 認定こども園の普及に係る基本的考え方

保護者が働いているか否かにかかわらず、就学前のすべての子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及する国の方針に従い整備を進めており、令和2年度には、市内幼稚園の認定こども園への移行が完了します。また、新たな教育・保育事業者の参入にあたっては、認定こども園としての整備意向を踏まえ、教育・保育の一体的提供と体制が確保できるよう取り組んでいきます。

2. 施設、事業者等との連携方策

(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携

教育・保育施設は、地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じ、保育の提供等に関する支援を行うこととします。地域型保育事業者は、満3歳以降も適切かつ質の高い教育・保育を継続的に利用できるよう、教育・保育施設との連携を図ります。

(2) 幼稚園、認定こども園、保育園、小学校、放課後児童クラブなどの連携

乳幼児期の発達は連続性を有しており、また、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなります。幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、子どもの発達の過程や健康状況等の情報を、個人情報であることを十分に留意した上で情報共有できるよう取り組んでいきます。また、幼稚園、認定こども園、保育園と小学校、放課後児童クラブなどとの交流や幼稚園教諭、保育士、教職員、放課後児童支援員など関係者による合同研修などを積極的に行います。

3. 産後の休業及び育児休業後における保育等の円滑な利用の確保

保護者が産後休業や育児休業明けの希望する時期に教育・保育施設を円滑に利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに必要に応じて相談支援に努めます。

資料編



1 計画策定の経過

年 月 日	内 容 (計画策定関連)
平成 30 年 11 月 8 日	平成 30 年度第 2 回大田原市子ども・子育て会議 ○第 2 期大田原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート内容について ○大田原市子ども・子育て会議開催のスケジュール (予定) について
平成 30 年 12 月 3 日～ 12 月 21 日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査 ○対象者 ・就学前児童保護者 2,500 人 ・小学生保護者 1,862 人 ・妊産婦 266 人
平成 31 年 3 月 5 日	平成 30 年度第 3 回大田原市子ども・子育て会議 ○第 2 期子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方について ○子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査のとりまとめ状況について (速報版) ○その他
令和元年 7 月 1 日	令和元年度第 1 回大田原市子ども・子育て会議 ○事業計画の実施状況報告 ○事業計画の進捗状況報告 ○第 2 期大田原市子ども・子育て支援事業計画策定の概要 ○第 2 期大田原市子ども・子育て支援事業計画骨子案
令和元年 8 月 27 日	令和元年度第 2 回大田原市子ども・子育て会議 ○第 2 期大田原市子ども・子育て支援事業計画(案)について ○その他
令和元年 11 月 25 日	令和元年度第 3 回大田原市子ども・子育て会議 ○第 2 期大田原市子ども・子育て支援事業計画(案)について ○その他
令和 2 年 1 月 17 日～ 2 月 7 日	パブリックコメントの実施
令和 2 年 3 月 27 日	令和元年度第 4 回大田原市子ども・子育て会議 ○パブリックコメントの実施結果報告について ○第 2 期大田原市子ども・子育て支援事業計画内容の決定について ○その他

2 大田原市子ども権利条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利を保障することに関し、基本理念を定め、市、保護者、学校等、市民等(以下「わたしたち」という。)の役割を明らかにすることにより、子どもの尊厳を守り、子どもが幸福で、健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の市民をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設をいう。
- (4) 市民等 市内に居住、通勤及び通学する者並びに市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 わたしたちは、子どもの幸福を第一に考え、子どもの権利を尊重し、子どもが安心して自分らしく生きることがのできるまちづくりの推進に努めなければならない。

2 わたしたちは、子どもの権利の意義について理解を深め、子育て及び教育の環境を整え、子どもがみずからの成長を実感し、豊かに育つことができるまちづくりの推進に努めなければならない。

3 わたしたちは、地域の社会資源を有効に活用し、協働して子育てに取り組み、子どもの権利が最大限に守られ、あらゆる場に参加できるまちづくりの推進に努めなければならない。

(子どもの権利)

第4条 子どもは、安心して自分らしく生きることができ、そのためには、次に掲げる環境が保障されなければならない。

- (1) 心身ともに健康で、命が守られ、愛情と理解を持って育まれること。
- (2) あらゆる形の差別、暴力又は不当な不利益を受けないこと。
- (3) かけがえのない自分を大切に、一人の人間として尊重されること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、安心して自分らしく生きることができ環境が与えられること。

2 子どもは、様々な体験を通して豊かに学び育ち、みずから感謝の心を育むことができる。そのためには、次に掲げる環境が保障されなければならない。

- (1) 子ども同士が協調し、学ぶこと。
- (2) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
- (3) 豊かな心と社会性を身につけ、勤労観及び職業観を育むこと。
- (4) 国際社会に生きるコミュニケーション力を身につけること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、豊かに育つことができる環境が与えられること。

3 子どもは、自分を守り、又は守られることができる。そのためには、次に掲げる環境が保障されなければならない。

- (1) あらゆる権利が侵されることなく、安心して生活ができること。
- (2) プライバシーが守られ、自分を守るために必要な情報や知識を得ること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、自分を守り、又は自分が守られる環境が与えられること。

4 子どもは、多様な活動に参加することができる。そのためには、次に掲げる環境が保障されなければならない。

(1) 自分の思ったこと感じたことを表現し、又は意見を表明し、それらが尊重されること。

(2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、多様な活動に参加することができる環境が与えられること。

(市の役割)

第5条 市は、保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、子どもが幸福になるために、必要な支援及び指導を積極的に行わなければならない。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子どもが幸福で健やかに成長していくために、もっとも大きな役割を有する者であることを自覚し、子どもの個々の状況に応じた最善の支援及び指導に努めなければならない。

(学校等の役割)

第7条 学校等の設置者及び管理者は、子どもの幸福を第一に考え、子どもの安全を確保するよう努めるとともに、一人ひとりの子どもが人間性を豊かにし、多様な能力を磨いていくことができるよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第8条 市民等は、地域の活動等を通じて、子どもが幸福で健全に成長することができるよう、子育ての支援に努めなければならない。

(虐待、いじめ等の防止)

第9条 わたしたちは、互いに連携して、子どもに対する虐待、いじめ等を予防し、早期発見及び保護に努めなければならない。

(広報及び啓発)

第10条 市長は、この条例の定めるところにより、子ども、保護者、学校等、市民等の理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

3 大田原市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、大田原市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子ども幸福課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

4 委員名簿

No.	機関名	氏名	備考
1	大田原公共職業安定所	糸賀 政利	所長
2	栃木県県北健康福祉センター	田中島 浩子	次長兼総務福祉部長
3	栃木県県北児童相談所	薄井 益美	所長
4	大田原市小中学校長会	堀内 直美	佐久山小学校長
5	大田原地区医師会	車田 宏之	車田医院長
6	那須共育学園	人見 由佳	副施設長
7	エルム福祉会	辻元 るみ子	smile 施設長
8	大田原市民生・児童委員協議会連合会	貝塚 幸子	主任児童委員
9	大田原商工会議所	大野 正夫	事務局長
10	大田原市女性団体連絡協議会	伊藤 都	会長
11	大田原市 PTA 連絡協議会	磯 人志	金田北中学校 PTA 会長
12	大田原市幼稚園連合会	黒田 光泰	ひかり幼稚園長
13	大田原市幼稚園保護者会	高安 良伸	ひかり幼稚園 PTA 会長
14	大田原市学童保育連絡協議会	長谷川 江里子	市野沢学童保育館支援員
15	大田原市私立保育園連絡会	吉田 泰子	おおたわら保育園施設長
16	大田原市私立保育園保護者会	益子 泰博	おおたわら保育園保護者会会長
17	大田原市公立保育園	岩井 智光	しんとみ保育園長
18	大田原市公立保育園保護者会連合会	鈴木 啓太	しんとみ保育園保護者会長
19	大田原市教育部長	齋藤 達朗	
20	大田原市保健福祉部長	齋藤 雅徳	
21	心理相談員	岡崎 菊花	
22	母子父子自立支援員兼婦人相談員	須藤 ひろ美	
23	家庭相談員	和地 フサ子	

第2期大田原市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

発行 大田原市

編集 大田原市保健福祉部 保育課

〒324-8641 栃木県大田原市本町 1-4-1

TEL：0287-23-8769

FAX：0287-23-7632

